

# 飛驒市

## 子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

飛驒市



# 目 次

第1章 計画策定の背景と趣旨	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の趣旨	1
3 計画の位置づけ	3
4 計画期間	3
5 計画策定体制	3
第2章 子どもと子育てを取り巻く現状と課題	5
1 子どもと家庭の状況	5
2 ニーズ調査から見られる飛騨市の子育て家庭の現状とニーズ	13
第3章 計画の基本的な考え方	21
1 基本的な視点	21
2 基本理念	23
3 基本目標	24
4 施策体系	25
第4章 子ども・子育て支援事業とその展開	27
1 新制度がめざすもの	27
2 子ども・子育て会議の設置	27
3 新制度の事業体系	27
4 教育・保育の提供区域の設定	30
5 各年度の教育・保育の量の見込みと確保方策	31
6 各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	34
7 幼児期の学校教育・保育の一体的提供とその提供体制について	47
第5章 子ども・子育て支援関連施策の展開	49
1 「子どもからの視点」に基づく施策の展開	49
2 「保護者からの視点」に基づく施策の展開	58
3 「地域からの視点」に基づく施策の展開	72
4 「飛騨市社会福祉協議会の次世代育成に関わる事業」の展開	82

第6章 子ども・子育て支援事業計画の推進と点検・評価	85
1 子ども・子育て事業計画推進の基本姿勢	85
2 事業の点検・評価と達成状況の報告	85
3 事業の実施状況等の公開とP D C Aサイクルによる軌道修正	85
資料 用語の定義	87

## 第1章 計画策定の背景と趣旨



# 第1章 計画策定の背景と趣旨

## 1 計画策定の背景

急速な少子高齢化の進行は、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響をもたらすものとして懸念されています。また、核家族化の進行、女性の社会進出、就労環境の変化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成させる環境を整備するため平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。

その後も進行する少子化に対し、国では、出産・子育て・就労を一体的に社会が支援する社会環境づくりや施策について、平成19年の『「子どもと家族を応援する日本」重点戦略』、平成22年の「子ども・子育てビジョン」を経て検討され、平成24年8月には、「子ども・子育て支援法」を始めとする「子ども・子育て関連3法」が成立し、それに基づく「子ども・子育て支援新制度」（以下、「新制度」という。）が創設されました。

新制度では、子育てをめぐる諸課題の解決をめざし、地方自治体が策定する「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、それぞれの地域の特性やニーズに即して、より柔軟に制度運営・サービス提供を行っていけるようになります。また、「保育の必要性の認定」の制度が導入され、支給認定を受けた子どもを保育するための供給体制の確保が義務化されるなど、基礎自治体としての飛騨市の権限と責任が大幅に強化されることになります。

## 2 計画策定の趣旨

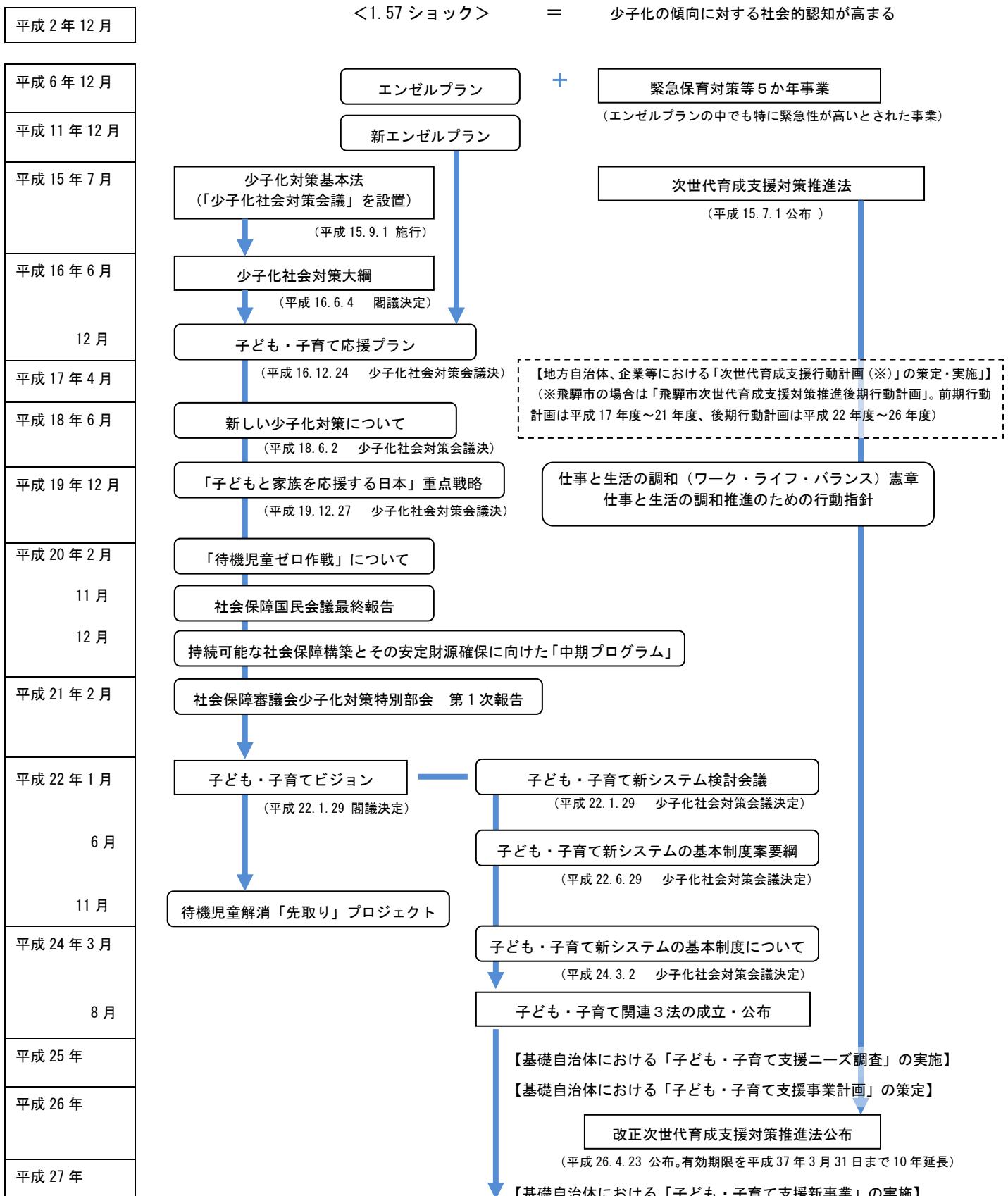
国の少子化対策と連動して、飛騨市（以下「本市」という。）においても、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年3月に「飛騨市次世代育成支援対策推進行動計画（前期計画）」を、平成22年3月には「飛騨市次世代育成支援対策推進後期行動計画」を策定し、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育つ環境整備の推進を図ってきました。

さらに、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、子ども・子育て支援新制度に向けて、本市においても、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用希望を含めた希望を把握した上で、市内における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容とその実施時期等を盛り込んだ「飛騨市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、この計画をもとに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施することとしました。

## 【これまでの少子化対策および子育て支援対策の経過・推移】

«国・政府»

«地方自治体、国民、企業»



### 3 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して、策定するものです。

また、この計画は、これまで本市が取り組んできた「飛驒市次世代育成支援対策推進後期行動計画」を継承しながら、様々な分野の施策を総合的・一体的に進めるため、飛驒市総合計画をはじめとした他の計画との整合性を図って推進していきます。

### 4 計画期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援新制度が始まる平成 27 年度から平成 31 年度までの5年間とします。



### 5 計画策定体制

この計画は、「飛驒市子ども・子育て会議」において、平成 25 年 12 月に実施した「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果を踏まえ、国から示された調査項目及び集計方法に基づき潜在需要も含めて結果を分析し、策定しました。



## 第2章 子どもと子育てを取り巻く現状と課題



## 第2章 子どもと子育てを取り巻く現状と課題

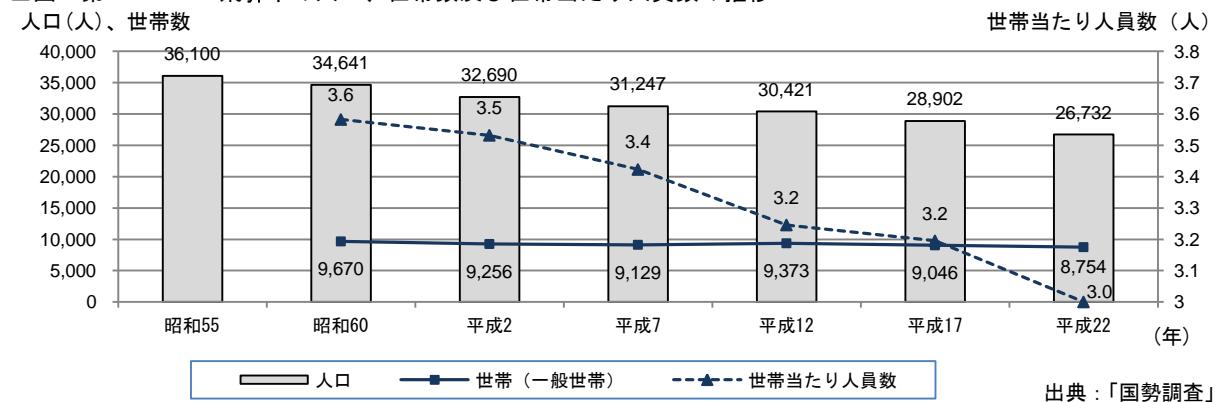
### 1 子どもと家庭の状況

#### (1) 飛驒市の人口及び世帯数の状況

##### ① 人口・世帯

本市の人口<sup>\*1</sup>は近年減少し続けています。人口の減少ペースに比べ、一般世帯数<sup>\*2</sup>は緩やかな減少傾向が続いており、昭和60年に3.6人だった世帯当たり人員数は平成22年には3.0人にまで低下しています。また、昭和60年以降の25年間で高齢夫婦のみ世帯、高齢単身世帯とも約3倍に増えています。

■図 第1-1-1：飛驒市の人口、世帯数及び世帯当たり人員数の推移



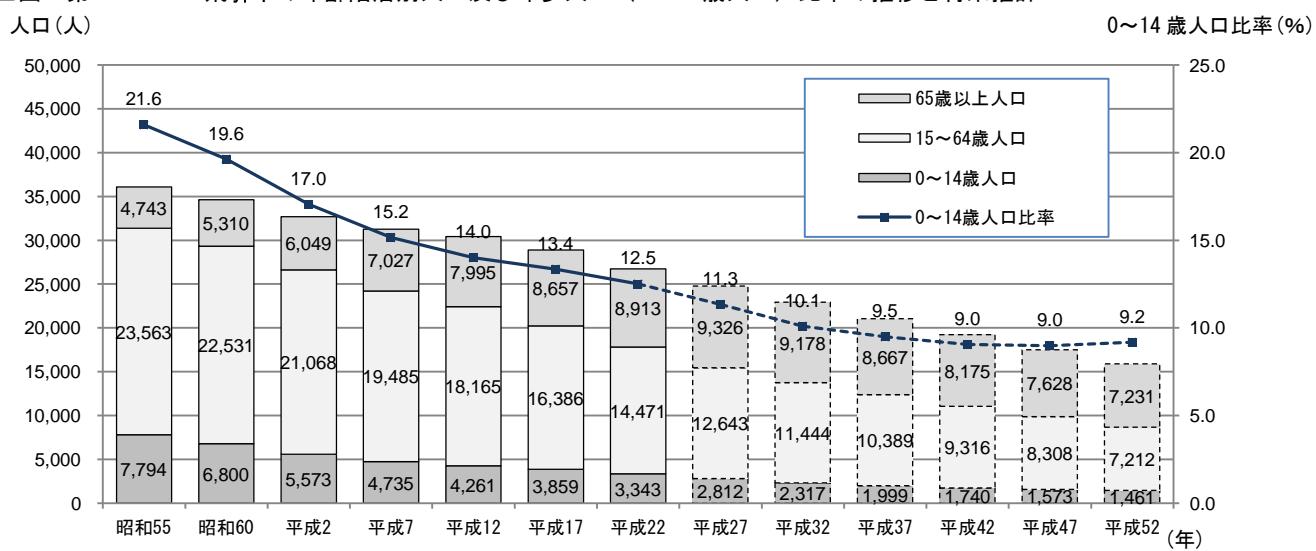
出典：「国勢調査」

\*1：平成12年以前は、旧古川町、旧河合村、旧宮川村、旧神岡町の合計数

\*2：一般世帯は病院、社会福祉施設などで生活している世帯を除く

年少人口（0～14歳）は、平成27年以降も、本市の総人口に占める比率ともに緩やかに減少し、将来推計では平成52年（2040年）に約1,460人、人口比9.2%になることが推計されています。

■図 第1-1-2：飛驒市の年齢階層別人口及び年少人口（0～14歳人口）比率の推移と将来推計



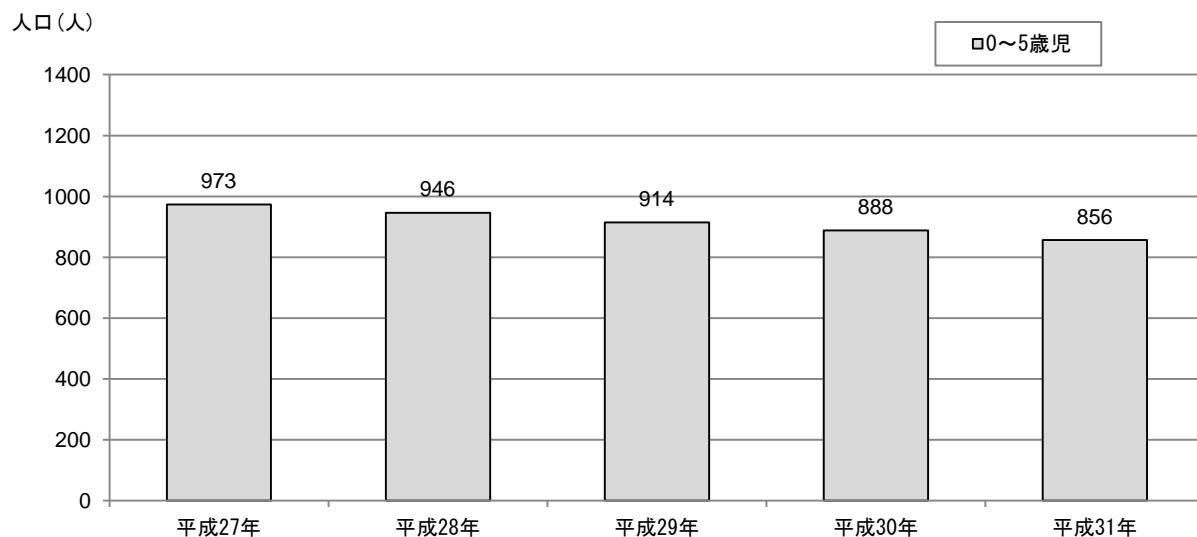
出典：「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」

## (2) 児童の将来推計人口

### ① 0～5歳児の将来推計人口

本市の0～5歳の推計人口は、どの年齢階級の児童も計画期間を通して緩やかな減少傾向が続き、最終年度にあたる平成31年には、856人になることが見込まれます。

■図 第1-1-3：飛驒市の0～5歳の将来推計人口

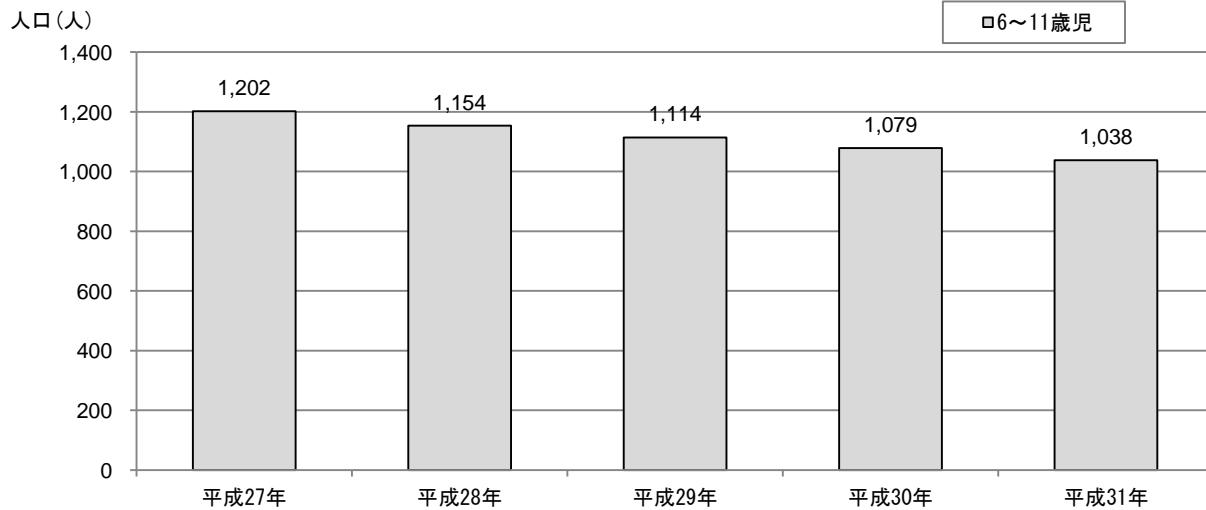


資料：市民児童課（コーホート変化率法により算出）

### ② 6～11歳児の将来推計人口

本市の6～11歳の推計人口は、どの年齢階級の児童も計画期間を通して緩やかな減少傾向が続き、計画最終年度にあたる平成31年には1,038人になることが見込まれます。

■図 第1-1-4：飛驒市の6～11歳の将来推計人口



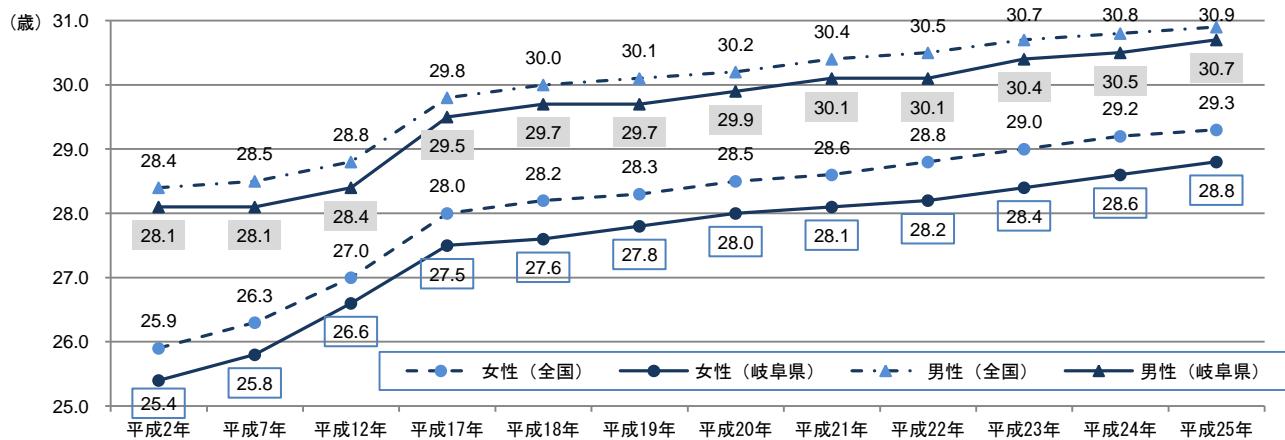
資料：市民児童課（コーホート変化率法により算出）

### (3) 婚姻・出産の動向

#### ① 平均初婚年齢

岐阜県の平均初婚年齢は、全国平均に比べやや低いものの、男女とも長期にわたって上がり続けており、平成25年に男性が30.7歳、女性が28.8歳となっています。こうした晩婚化の傾向は、都市と地方との差や地域差が必ずしも大きくないため、飛騨市も同様の状況にあると推測できます。

■図 第1-1-5：平均初婚年齢の推移

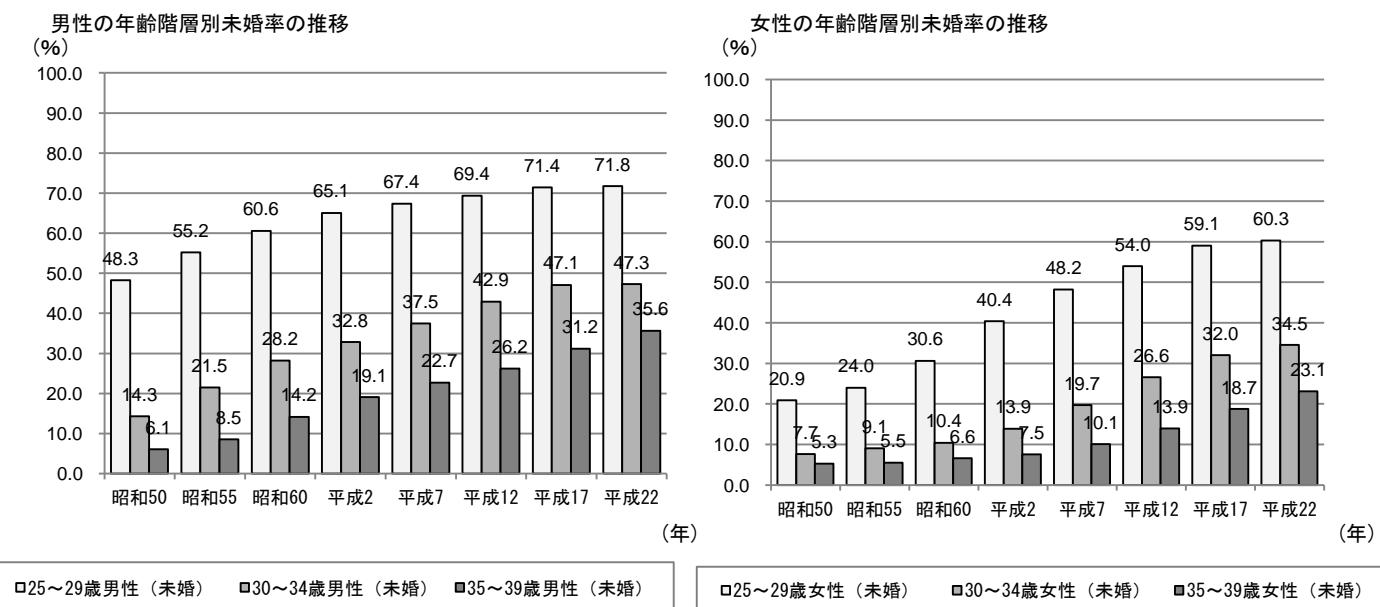


出典：「人口動態統計」

#### ② 未婚率

男女別の年齢階層別未婚率（全国平均）をみると、平成22年調査では、男性が20代後半71.8%、30代前半47.3%、30代後半35.6%、女性が20代後半60.3%、30代前半34.5%、30代後半23.1%となっています。未婚率は男女共どの年齢階層でも上昇傾向にあり、「晩婚化」の傾向がはっきり読み取れますが、20代後半など年齢階層が低い層では未婚率は前回調査の平成17年以降ほぼ横ばいになっています。しかし、30代になると男女とも依然上昇傾向が続いている。

■図 第1-1-6：年齢3階層別未婚率の推移（全国平均・男女別）



出典：「国勢調査」

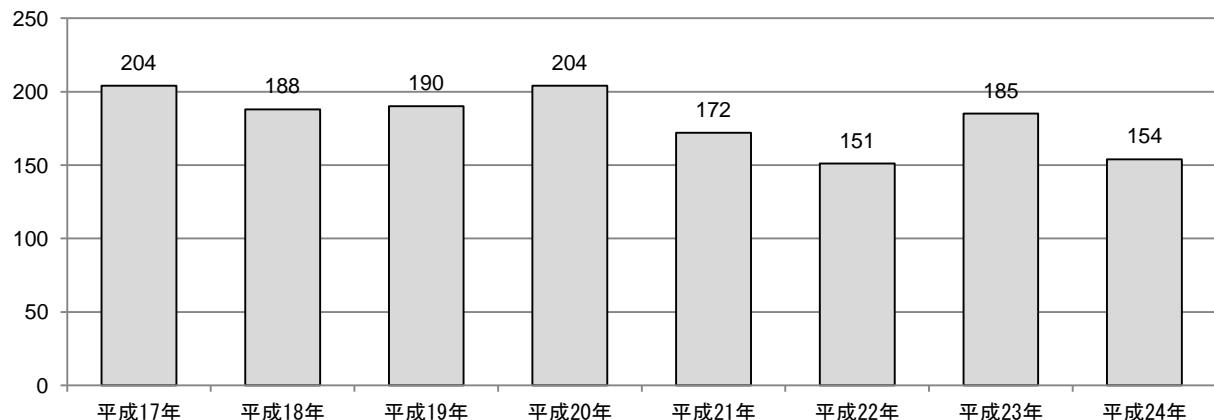
### ③ 出生数および合計特殊出生率の推移

飛驒市の出生数は、平成 20 年、平成 23 年に前年に比べ大きく増加が見られましたが、過去 8 年の基調としては横ばいないし緩やかな減少傾向にあります。

■図 第 1-1-7：飛驒市の出生数の推移

(人)

□ 飛驒市の出生数



出典：「岐阜県人口動態調査」

飛驒市の合計特殊出生率は、平成 20~24 年の期間で 1.62 と、岐阜県の 1.49、全国の 1.38 を上回っており、平成 24 年も飛驒市が 1.72、岐阜県 1.45、全国 1.41 となっています。昭和 58~62 年の期間以降、飛驒市への合併旧自治体全体が全国および岐阜県を大きく上回って推移しており、1.57 だった平成 15~19 年期を底に改善もみられました。

■表 第 1-1-8：全国・岐阜県と比較した飛驒市の合計特殊出生率の推移

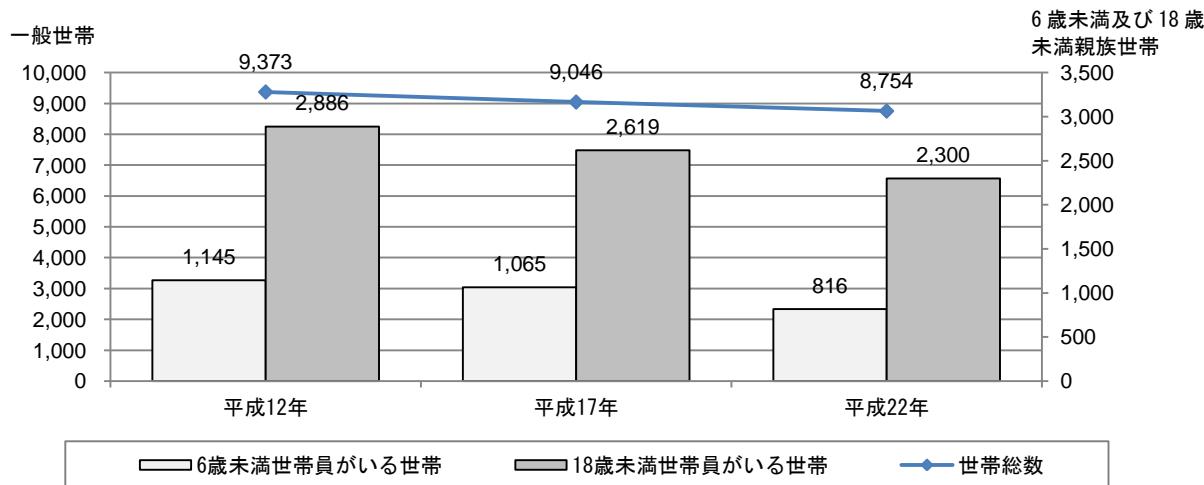
	昭和 58 ~62 年	昭和 63 ~平成 4 年	平成 5~ 9 年	平成 10 ~14 年	平成 15 ~19 年	平成 20~24 年				
						平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
飛驒市	—	—	—	—	1.57	1.62				
飛驒市 への合 併自治 体	古川町	1.90	1.83	1.74	1.74	—	—	—	—	—
	河合村	1.91	1.81	1.73	1.75	—	—	—	—	—
	宮川村	1.82	1.77	1.74	1.77	—	—	—	—	—
	神岡町	1.99	1.81	1.75	1.65	—	—	—	—	—
岐阜県	1.78	1.58	1.50	1.45	1.41	1.49				
全国	—	—	—	1.36	1.31	1.38				

出典：「人口動態保健所・市町村別統計」、「飛驒圏域の公衆衛生 2013」

#### (4) 子どものいる世帯の状況

本市の平成22年的一般世帯数\*は8,754世帯でしたが、そのうち6歳未満親族がいる世帯は816世帯、18歳未満親族がいる世帯は2,300世帯となっています。平成12年からみると、世帯数も減少傾向にあるとはいえ、いずれもそれを上回る減少が続いている、子育て世帯の占める比率が下がり続けています。

■図 第1-1-9：飛驒市の6歳未満親族がいる世帯及び18歳未満親族がいる世帯数の推移

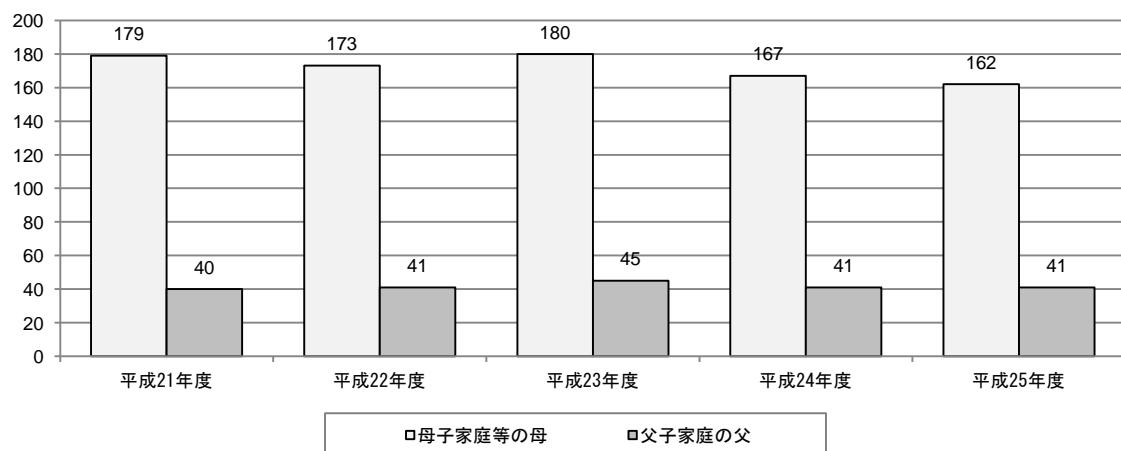


出典：「国勢調査」※平成12年は、旧古川町、旧河合村、旧宮川村、旧神岡町の合計数を採用  
\*一般世帯は病院、社会福祉施設などで生活している世帯を除く

本市の福祉医療の対象者のうち、「母子家庭等の母」及び「父子家庭の父」の推移をみると、母子家庭の母は、平成21～23年度の期間は横ばいで推移した後、平成23～25年度の期間は緩やかに減少しています。一方、父子家庭の父は、平成21～25年度の期間を通してほぼ横ばいで推移しています。

■図 第1-1-10：飛驒市の福祉医療対象者数の推移

福祉医療対象家庭の父及び母（人）



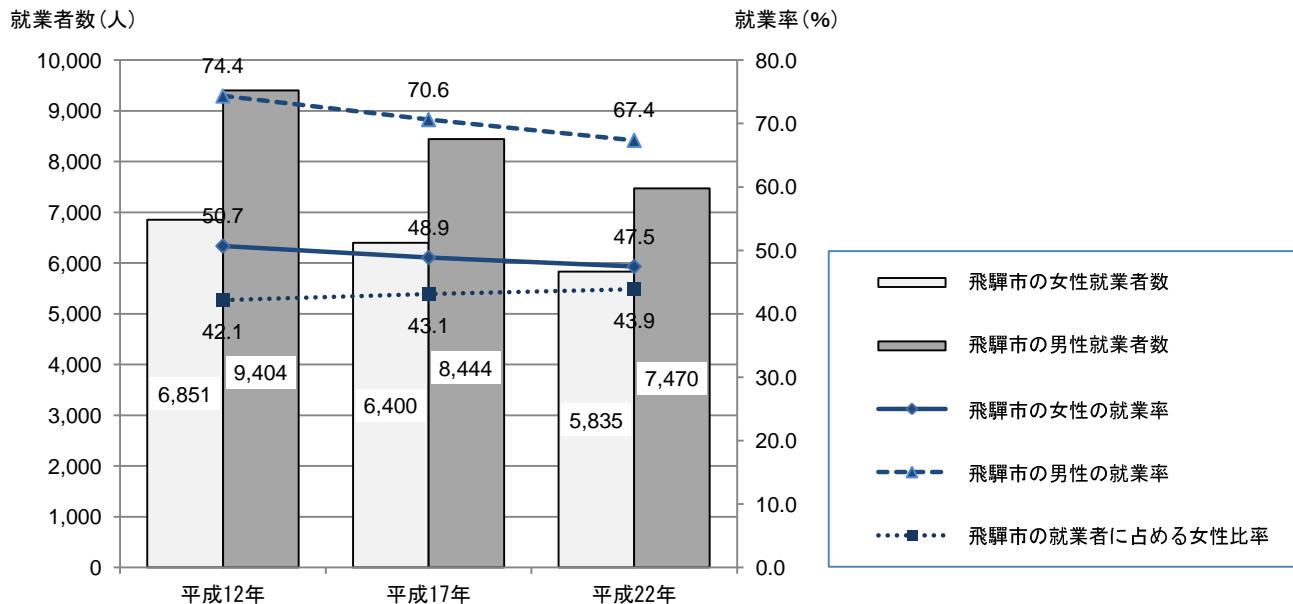
出典：飛驒市決算統計資料

## (5) 働く女性の状況

### ① 男女別就業率の推移

本市の女性の就業者数及び就業率は、ともに減少傾向にあります。しかし、男性に比べ減少傾向が緩やかなまま推移し、働き手全体の中に占める女性就業者の比率が徐々に増しつつあります。

■図 第1-1-11：飛驒市の就業者数及び男女別就業率の推移



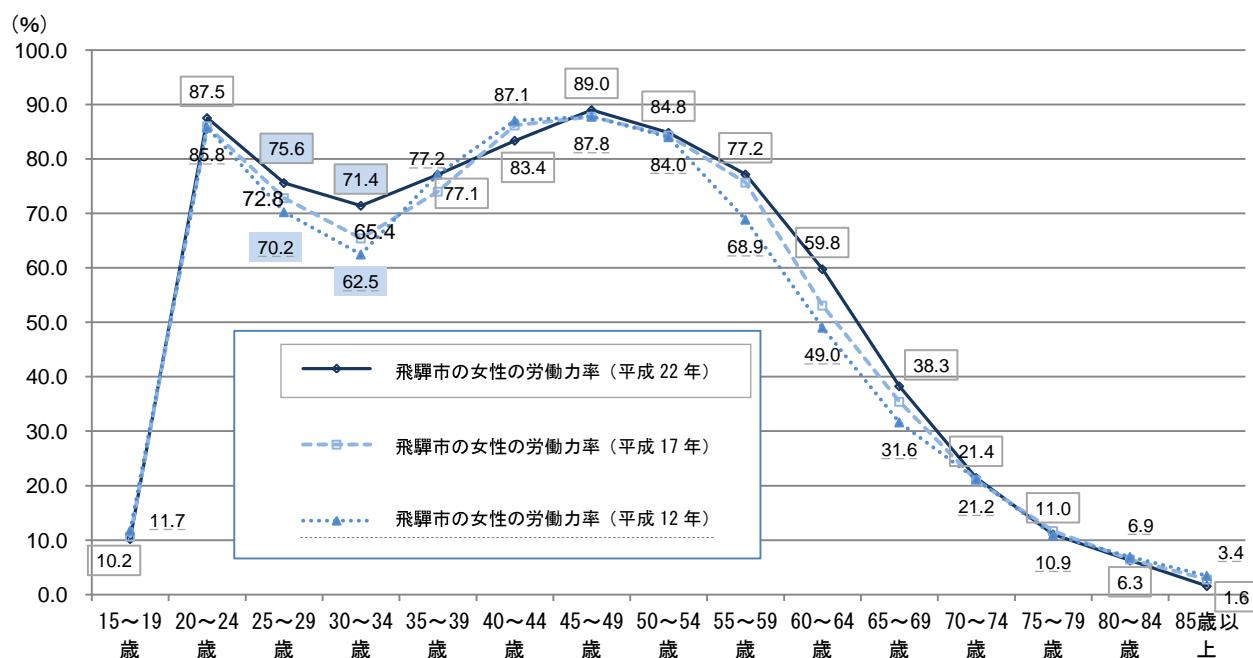
出典：「国勢調査」※平成12年は、旧古川町、旧河合村、旧宮川村、旧神岡町の合計数を採用

## ② 女性の労働力率

年齢層別に見た我が国の女性の労働力率は、20代半ばと40代後半という二つのピークを持ついわゆる「M字型カーブ」を描くことが知られています。これは、結婚・出産・育児を機にいったん離職・非労働力化し、その後育児が終わってから再び働き出す女性が多いことを反映しており、我が国における継続就業の難しさを示しているとされています。

本市において、このM字型カーブを時系列で比較してみると、特に25～34歳における「窪み」が傾向的に浅くなってきていることが読み取れます。結婚・出産・育児期に当たる年齢の女性が、結婚・出産・育児を経てもそのまま就業を続けるようになっていることがうかがえます。

■図 第1-1-12：飛騨市の女性の労働力率の推移



出典：「国勢調査」※平成12年は、旧古川町、旧河合村、旧宮川村、旧神岡町の合計数を基にしたデータを採用

「平成18年版 国民生活白書（第2章第2節）」（厚生労働省）などの指摘にあるように、近年の「M字型カーブの窪みの解消傾向」は、25～39歳の年齢階級に占める「労働力率の高い未婚女性」の比率上昇、すなわちこの年齢階級の晩婚化の影響が大きく、結婚・出産・育児期の女性の就業継続はあまり増加していないという見方もあります。

就業構造基本調査の通常調査では、25～39歳の年齢階級の『末子年齢が3～5歳の女性』の労働力率が把握できないため状況の正確な把握は簡単ではありませんが、「女性が結婚・出産・育児にかかわらず就業を続ける」ケースであれ、「25～39歳の年齢階級に占める『労働力率の高い未婚女性』の比率上昇」のケースであれ、女性の社会進出がより一般化しつつあるという点では同じです。

近年進む「ライフスタイルの多様化」は、実は「それぞれのライフステージの移行タイミングの弾力化」の影響も大きいとされるように、働く女性のライフステージ移行も多様化しており、その実態に即した多様な「結婚・出産・子育て」を選択できるような支援も必要と考えられます。

(6) 子育て関連施設の状況

ア 認定こども園、保育園

区分		施設数 (平成 26 年度)	定員 (平成 26 年度)	平成 26 年 12 月 1 日 時点入所児童数 (未満児、私の契約児含)
認定こども園（保育所型）	公立	〇 か所	〇 名	〇 名
認定こども園（幼稚園型）	私立	〇 か所	〇 名	〇 名
保育園	公立	7 か所	775 名	543 名
	私立	1 か所	150 名	118 名
合 計		8 か所	925 名	661 名

イ 地域子育て支援センター

区分	施設数 (平成 26 年度)	延べ利用人数 (平成 25 年度)	備考
地域子育て支援拠点事業実施施設	3 か所	26,467 人	0~5 歳児

ウ 放課後児童クラブ

区分	施設数 (平成 26 年度)	延べ利用人数 (平成 25 年度)	備考
放課後児童クラブ実施小学校	4 か所	18,009 人	河合小学校区及び宮川小学校区については、合同で、河合小学校敷地内施設で実施

エ ファミリー・サポート・センター

区分	施設数 (平成 26 年度)	延べ利用人数 (平成 25 年度)	備考
ファミリー・サポート・センター	1 か所	343 人	

オ 病児・病後児保育施設

区分	施設数 (平成 26 年度)	延べ利用人数 (平成 25 年度)	備考
病児・病後保育事業実施施設	〇 か所	〇 人	

カ 子育て短期支援事業[ショートステイ事業／トワイライトステイ事業]

区分	委託施設数 (平成 26 年度)	延べ利用日数 (平成 25 年度)	備考
ショートステイ実施施設	1 か所	〇 日	委託先： 児童養護施設夕陽ヶ丘
トワイライトステイ実施施設		〇 日	

## 2 ニーズ調査から見られる飛驒市の子育て家庭の状況とニーズ

### (1) 調査の概要

#### ① 目的

「飛驒市子ども・子育て支援事業計画」策定に向けて、子どもを取り巻く状況や保護者の生活実態と意見・要望を把握することを目的に、子どもの保護者を対象として「飛驒市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

#### ② 調査実施方法

調査地域	飛驒市全域
調査期間	平成25年12月16日から12月25日
調査対象	飛驒市在住（※）の小学4年生以下のお子さんをお持ちのすべての世帯・保護者。  ①小学生の保護者：700人 ②保育園児の保護者：264人 ③未就園児の保護者：265人 ④市外保育園児の保護者：3人 ※一部旧在住世帯（現在市外在住世帯）の保育園児を含む
調査票の内容	家庭等の子育て環境、保護者の就労状況、定期的な教育・保育事業（幼稚園や保育園など）の利用状況や利用意向、地域子育て支援事業の利用状況や利用意向、育児休業等の利用状況や利用意向など
調査方法	保護者に対し、保育園、小学校を通じ調査票を直接配布し、回収しました。 未就園児及び一部保育園児については、調査票を郵送により配布・回収しました。

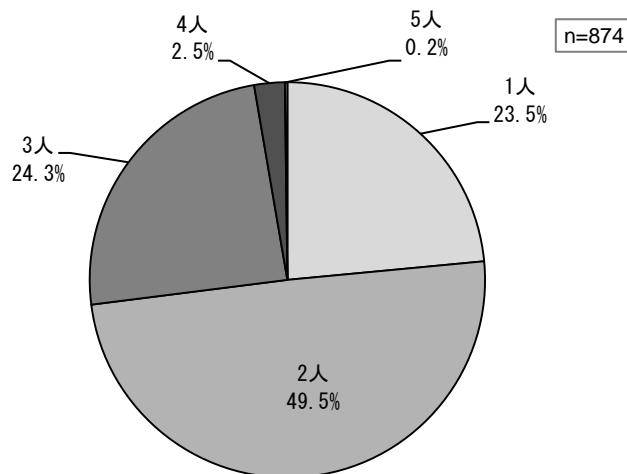
#### ③ 回収結果

区分	配布数	回収数	回収率
市全域	1,232人	885人	71.8%

## (2) 飛驒市の子育て世帯の子どもの人数と主な育児担当者

平成25年度に行ったニーズ調査（「子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書」）の結果を見ると、調査対象世帯の子どもの数は「2人」が49.5%ともっと多く、ほぼ同じ割合ながら「3人」「1人」の順となっており、2人以上の育児を行う家庭が全体の4分の3以上に上っています。

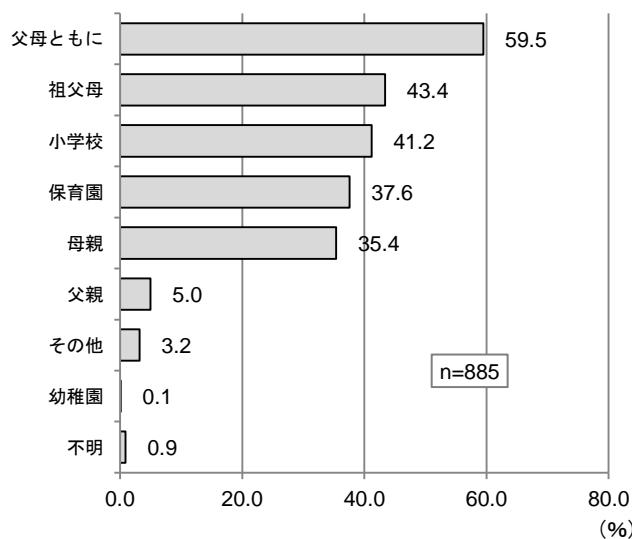
■図 第1-2-1：世帯別子ども人数の分布



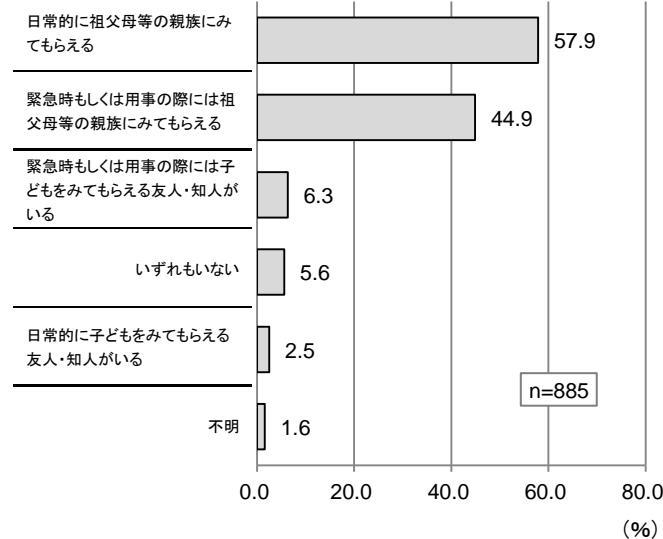
出典：子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書（平成26年3月）

このうち、子どもの子育て（教育）に日常的に関わっている人（施設）をみると、「父母ともに」が59.5%で最も多く、次いで「祖父母」43.4%、「小学校」41.2%、「保育園」37.6%、「母親」35.4%の順となっています。子どもをみてもらえる親族・知人の状況は、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が57.9%、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が44.9%と、多くが親族・知人等の協力者の支援を得ている一方、育児に際し孤立状態となりがちな「いずれもいない」との回答が5.6%となっています。

■図 第1-2-2：子育てに日常的に関わっている方



■図 第1-2-3：子どもをみてもらえる親族・知人

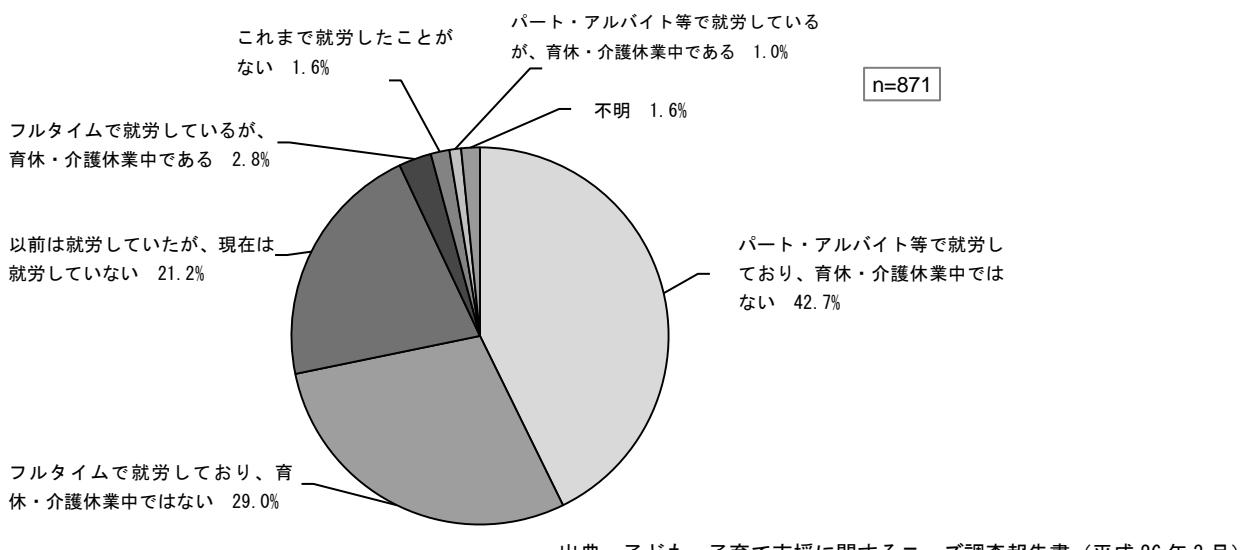


出典：子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書（平成26年3月）

### (3) 飛驒市の母親の就労状況

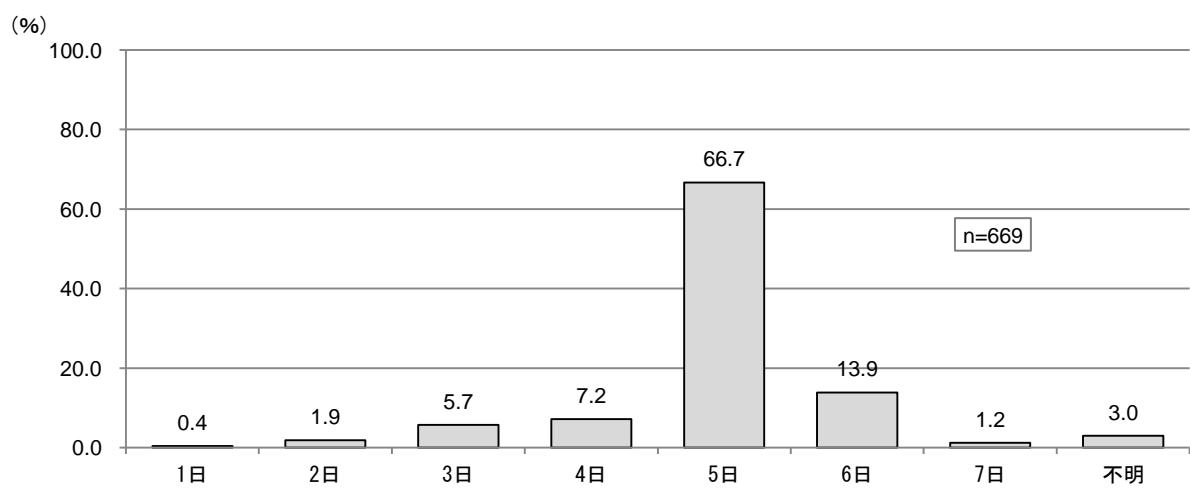
母親の就労状況は、「就労しており、育休・介護休業中ではない」方の中で、「パート・アルバイト等」が42.7%、「フルタイム」が29.0%で、合わせて71.7%に達しています。一方、現在「育休・介護休業中である」方の中で、「フルタイム」が2.8%、「パート・アルバイト等」が1.0%で、合わせて3.8%で、現在就労者における育休・介護休業取得者は多くはありません。

■図 第1-2-4：保護者（母親）の就労状況



母親の1週当たり就労日数をみると、「5日」が66.7%と最も多くなっていますが、「6日」が13.9%、1週間全日勤務とも受け取れる「7日」が1.2%と、「6日以上」が15.1%あることから、必要に応じた休日保育事業などの整備が求められていると考えられます。

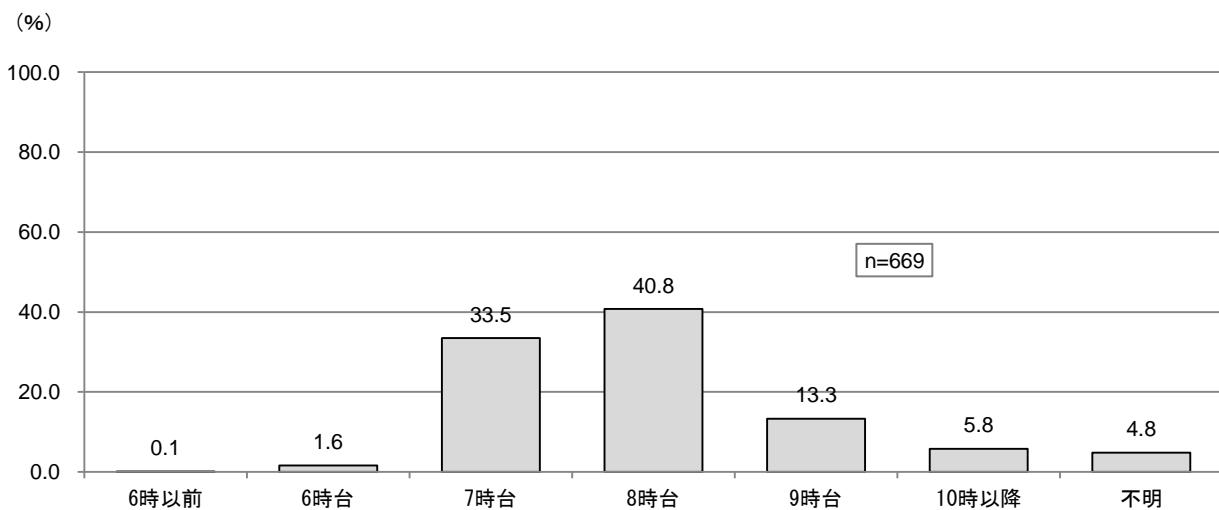
■図 第1-2-5：保護者（母親）の1週当たり就労日数



就労している母親が家を出る時刻をみると、「7時台」が33.5%、「8時台」が40.8%と、7時台～8時台が多くなっています。

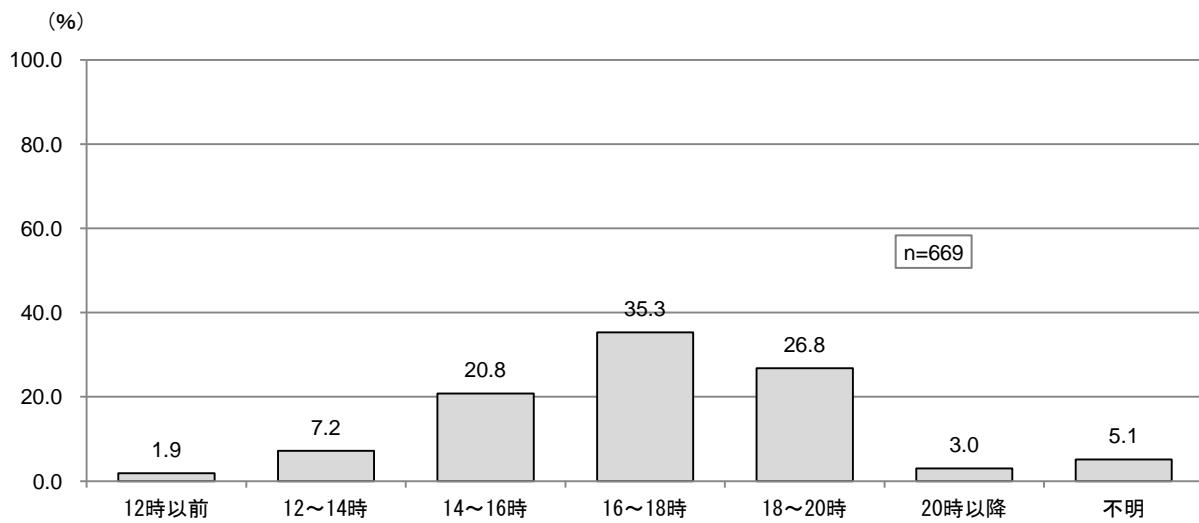
一方、就労している母親の帰宅時刻は「16～18時」が35.3%と最も多く、「18～20時」が26.8%とこれに続き、「20時以降」が3.0%と少なくなっています。

■図 第1-2-6：保護者（母親）の就労に際して「家を出る時刻」



出典：子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書（平成26年3月）

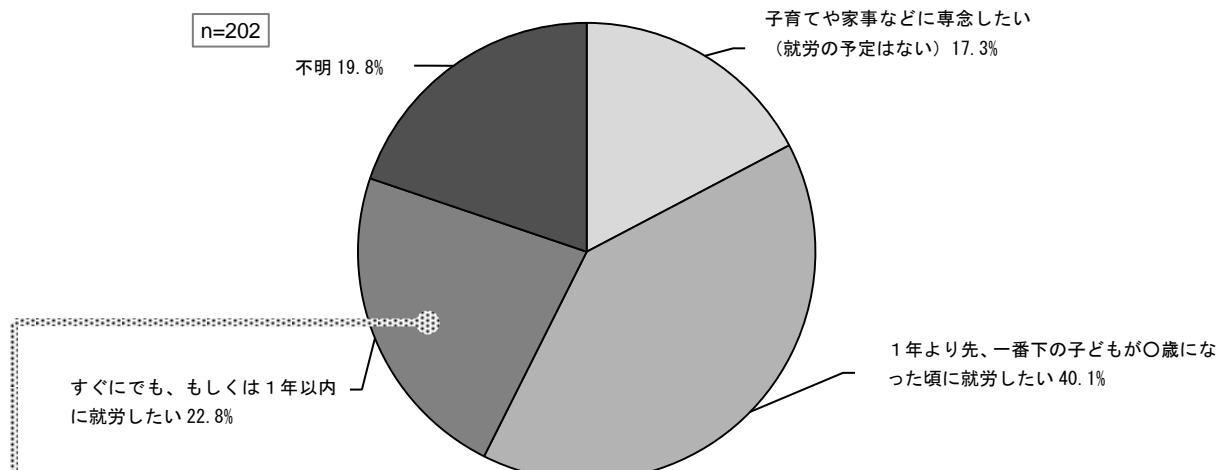
■図 第1-2-7：保護者（母親）の就労に際して「帰宅する時刻」



出典：子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書（平成26年3月）

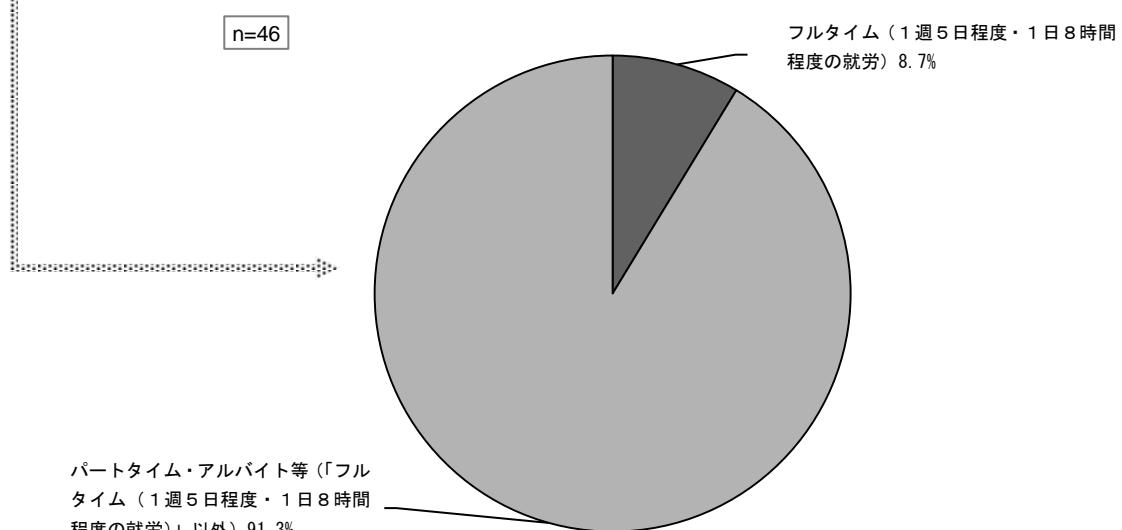
現在就労していない母親の今後の就労希望をみると、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」とする方が22.8%あります。この「すぐにでも、もしくは1年以内」での就労希望者の希望する就労形態をみると「フルタイム」が8.7%となっています。比率としては必ずしも高くないものの、母親が現在未就労の家庭の中にも教育・保育事業の潜在的な利用希望者が一定数見込まれます。

■図 第1-2-8：現在就労していない保護者（母親）の就労希望に関する状況



出典：子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書（平成26年3月）

■図 第1-2-9：希望する就労形態（母親）

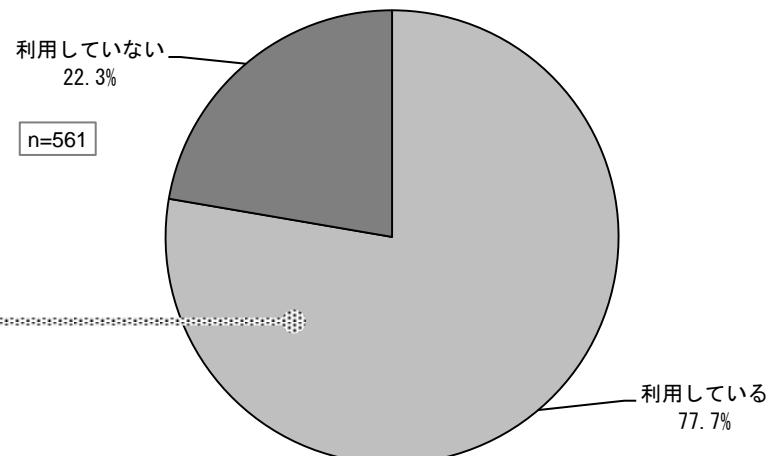


出典：子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書（平成26年3月）

#### (4) 飛驒市における子育て支援事業の利用状況

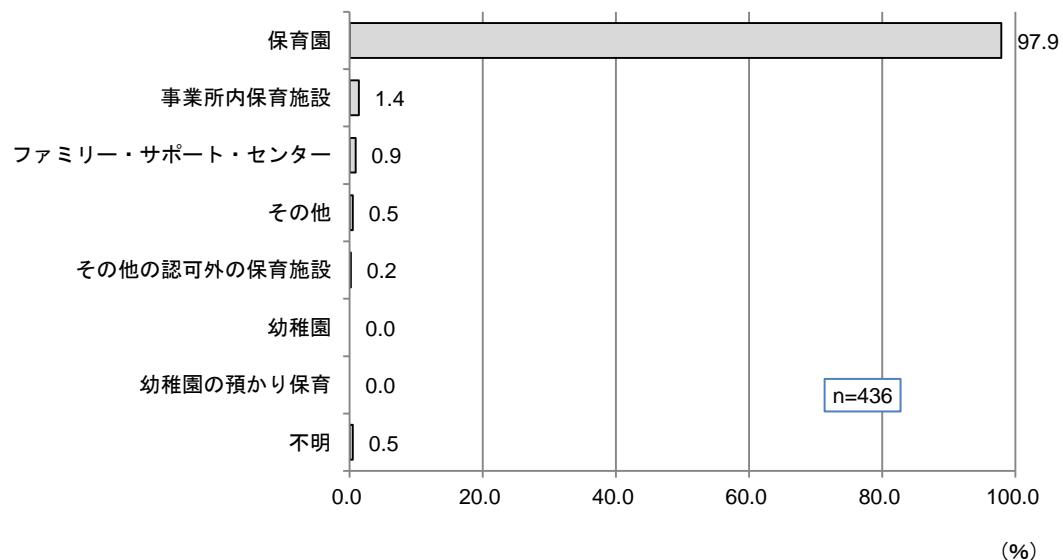
本市では、平日の定期的な教育・保育事業を利用している児童が77.7%に上っています。そのうち「保育園」の利用が最も多く全体の97.9%とほとんどを占めています。続いて少数ながら「事業所内保育施設」の利用が1.4%、「ファミリー・サポート・センター」の利用が0.9%、「その他の認可外の保育施設」の利用が0.2%となっています。

■図 第1-2-10:「定期的な教育・保育事業」の利用の有無



出典：子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書（平成26年3月）

■図 第1-2-11: 利用している「定期的な教育・保育事業」の種類

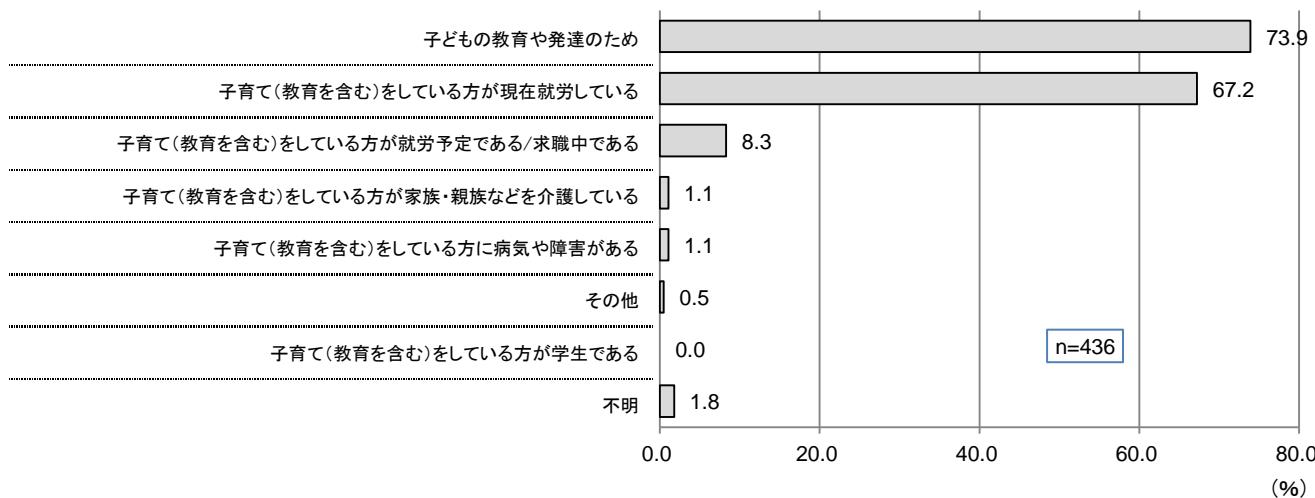


出典：子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書（平成26年3月）

平日に定期的な教育・保育の事業を利用する理由は、「子どもの教育や発達のため」が73.9%、「子育て(教育を含む)をしている方が現在就労している」が67.2%と、この2つの理由に集中していますが、「子育て(教育を含む)をしている方が就労予定である/求職中である」との理由も8.3%あります。

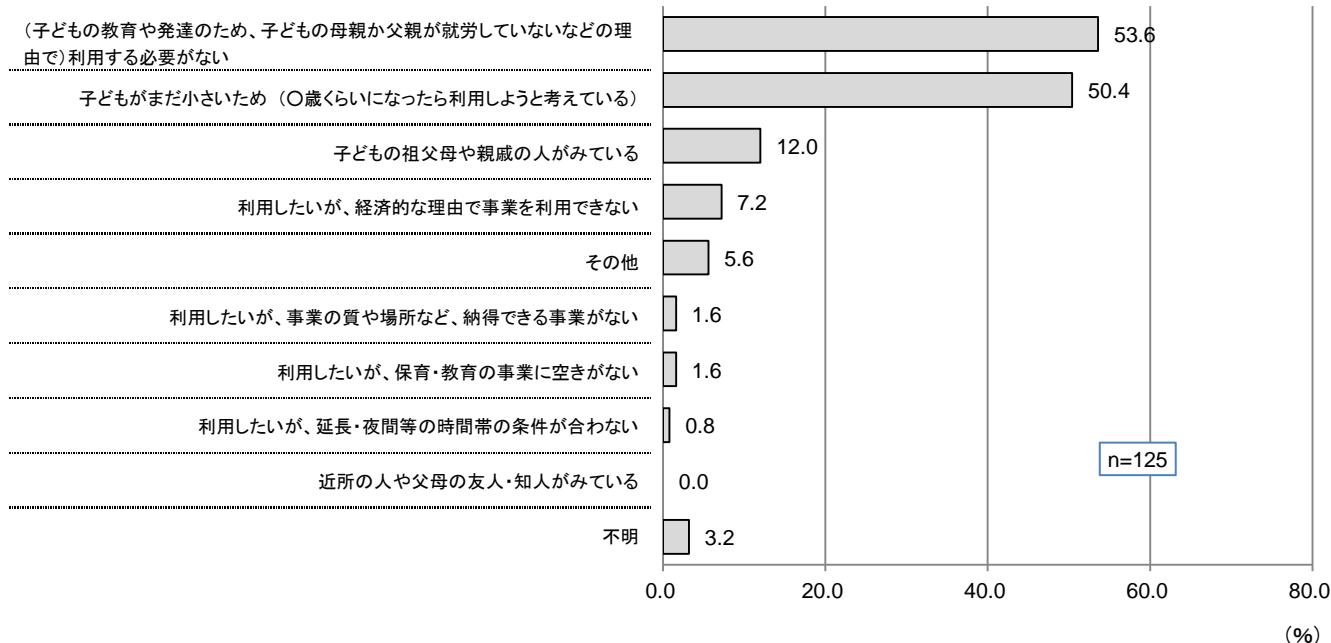
また、利用していない理由として「(子どもの教育や発達のため、子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で)利用する必要がない」が53.6%、「子どもがまだ小さいため(〇歳くらいになったら利用しようと考えている)」が50.4%、「子どもの祖父母や親戚の人がみている」が12.0%となっています。それ以外では「利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない」が7.2%、「利用したいが、事業の質や場所など、納得できる事業がない」と「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」がともに1.6%あり、「少数派」ながらも切実な問題だけに、これらの要望に応える整備も求められます。

■図 第1-2-12:「定期的な教育・保育事業」の利用理由



出典：子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書（平成26年3月）

■図 第1-2-13:「定期的な教育・保育事業」を利用しない理由



出典：子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書（平成26年3月）

## （5） 統計・ニーズ調査による課題

本市は、人口減少とともに世帯当たり人員数の減少も続いている。推計では、生産年齢人口、年少人口（0～14歳人口）ともに減少傾向が続くとみられています。就学前児童（0～5歳）の将来推計人口をみても、減少が続くと推計されます。

本市の福祉医療の対象者のうち、母子家庭等の母親や父子家庭の父親について、平成21年度以降の5年間の推移をみると、概ね横ばいで推移しており、母子家庭等の母親では平成23年度以降は緩やかに減少している状況にあります。

出生数は緩やかな減少傾向がみられるものの、合計特殊出生率は、本市は全国および岐阜県の平均値を大きく上回っており、平成15～19年期を底に改善もみられますが、女性の生産年齢人口自体が減少しているため、出生数は減少傾向となることが推測されます。

子育て世帯の就労状況に目を転じると、本市は男女ともに、就業者数、就業率のいずれも緩やかな減少傾向にありますが、全就業者に占める女性比率が上昇し続けており、働く女性の存在感が徐々に増しつつあります。20代半ばと40代後半という二つのピークを持つ「M字型カーブ」を描くことが知られている「女性の労働力率」の推移をみると、窪みが傾向的に浅くなっている、女性の晩婚化の影響を考慮しても、結婚、出産・育児後に離職せず働き続ける女性が増えていることがうかがえます。こうしたことから、本市でも働く女性の結婚・出産・育児を社会全体で支えることの重要性がますます高まりつつあると言えます。

また、ニーズ調査の結果をみると、多くの子育て世帯が子育てへの協力親族や支え手を得ている一方、少数ながら育児に際し孤立しがちな「（子育て協力者が）いずれもいない」世帯も5.6%あり、配慮が求められます。就労する母親の中には「（1週当たり）6日」以上の勤務者が15%強となっており、こうした世帯への一定の配慮も求められていると考えられます。また現在未就労の母親の中には1年以内でのフルタイム就労を希望する声もあり、教育・保育事業の潜在的な利用希望者も一定数が見込まれます。

平日の教育・保育事業は、「子どもの発達・教育」と「就労」を主な理由に77.7%が利用しており、利用施設は保育所にほとんどが集中しています。事業所内保育施設などそれ以外施設の利用がごく少ない状況であり、現状では「地域型保育事業」へのニーズは顕在化していないのが実態です。ただ、利用していない理由として、少数派ながら「経済的な理由」を挙げる声もあり、こうしたニーズへの配慮も求められていると考えられます。

少子化の主な原因は、未婚化、晩婚化、夫婦の出生力低下だとされています。結婚・子育て期の若者の雇用・所得の不安定、子育ての経済的・人的負担感、ワーク・ライフ・バランスの欠如などが、結婚・出産・子育ての障害となっていました。

すでに「飛驒市次世代育成支援対策推進後期行動計画」で掲げてきた、ライフステージ上の結婚・出産・子育て期に当たる若年層に対する「雇用・所得の不安定、子育ての経済的・人的負担感、ワーク・ライフ・バランスの欠如など」といったハードル引き下げの多様な支援とともに、本事業計画で掲げる子育て世帯に対する子育て支援施策が相乗効果を発揮し、結婚・出産・子育ての好循環サイクルへと切り替わっていくことが期待されます。

こうした現状認識を踏まえ、次頁からは「飛驒市次世代育成支援対策推進後期行動計画」とともに共有する基本理念と、新たに設定した基本的視点、基本方針を踏まえた新事業計画を展開いたします。

## 第3章 計画の基本的な考え方



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本的な視点

新事業計画では、国の指針（子ども・子育て支援法に基づく基本指針※）に即しながら「飛驒市次世代育成支援対策推進後期行動計画」で掲げた基本的視点を引き継ぎ、「1 子どもの視点」、「2 次世代の親づくりという視点」、「3 サービス利用者の視点」、「4 社会全体による支援の視点」、「5 仕事と生活の調和実現の視点」、「6 すべての子どもと家庭の支援の視点」、「7 地域における社会資源の効果的な活用の視点」、「8 サービスの質の視点」、「9 地域特性の視点」の9つの基本的な視点に立ち、計画作りを行っていきます。

※内閣府告示第百五十九号「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年7月2日告示）

#### 1 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益を最大限に尊重する。

#### 2 次世代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めます。

#### 3 サービス利用者の視点

多様かつ個別のサービスニーズに柔軟に対応する。

#### 4 社会全体による支援の視点

保護者が子育ての第一義的責任者であるという認識の下に国・自治体・企業や地域を含めた社会全体による支援の仕組みをつくる。

## 5 「ワーク・ライフ・バランス」を実現する視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現する。

## 6 すべての子どもと家庭を支援する視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、専業主婦・主夫家庭も支援する。

## 7 子ども・子育て支援の量・質双方の充実を図る視点

地域活動団体や民間事業者、各種施設、地域の自然や伝統などの社会資源を活用する。

## 8 地域の実情に応じた対処を図る視点

サービス提供量確保と情報公開やサービス評価などに取り組む。

## 9 地域特性の視点

人口構造や産業構造、社会資源の違いにより支援策も異なることから、自治体はこれらの特性を踏まえた主体的な取り組みを進める。

## 2 基本理念

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して、策定するものです。

本市では平成21年度に策定した「次世代育成支援対策推進後期行動計画」で打ち出した、子どもは家族の宝であり、地域の宝であることを明確にした理念を継承し、今後も地域社会が一丸となって子どもと子育て家庭を支援する、子育てをしやすいまちづくりを目指していきます。

# みんなで育もう、地域の宝

## ～子育てにぬくもりを、子どもから飛驒市の元気を～

子どもはふるさととなる地域の宝であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや親の幸せにつながることはもとより、将来の飛驒市の担い手の育成という未来への大きな投資でもあります。

また、人が家庭を、家庭が地域を、地域がまちを築いていくという考え方をすれば、親や家庭が子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、飛驒市全体で子育てを頑張る家庭を積極的に応援し、未来を担う子どもの健やかな成長を共に図ることが「元気で活力あるまち」づくりにもつながり、「活力あるまち」は「安心して子育てのできるまち」へと廻っていくものになります。

飛驒市は、豊かな自然や歴史、地域のふれあい意識を次世代に活かしつつ、飛驒市に住む子どもやその子育て家庭にあるニーズや地域の実情を的確にとらえ、地域の宝である子どもの最善の利益を追求するため、これまで以上に人と地域と行政のつながりを構築し、かつ最大の相乗効果が得られるよう、『みんなで育もう、地域の宝～子育てにぬくもりを、子どもから飛驒市の元気を』を基本理念に掲げ、子ども・子育て支援施策を推進していきます。



### 3 基本目標

本計画の基本目標については、基本理念に基づき、次の3項目を基本目標として設定します。

#### 【子どもからの視点】

##### 基本目標1 健やかな成長を支援する基盤づくり

子育て支援サービスで影響を受けるのは子どもであり、安らぎや楽しさなど、子どもたちの利益を尊重した配慮をしていきます。また、子どもは次代の親であるという認識のもと、子どもの心と身体の健全な育成に取り組みます。

#### 【保護者からの視点】

##### 基本目標2 生み育てるに喜びと楽しさを感じる環境づくり

子育てには、身体面、時間面、経済面など大きな負担がかかり、悩みや不安も多く、これらの負担をできるだけ軽くし、子育ての喜びを実感できる環境を整えていきます。

#### 【地域からの視点】

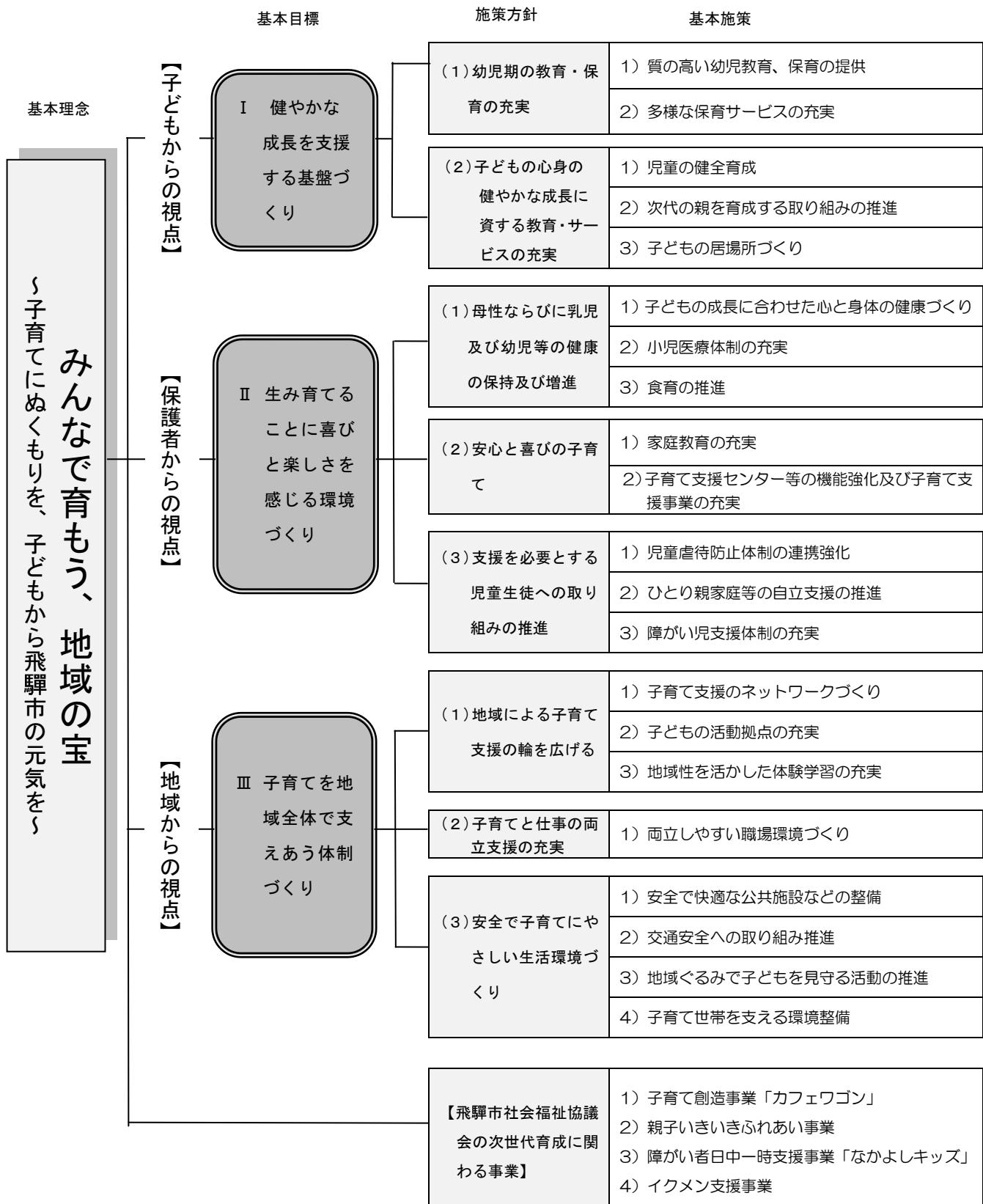
##### 基本目標3 子育てを地域全体で支えあう体制づくり

「子育ての基本的責務は家庭が担う」を前提に、地域、学校、医療、企業、行政などがそれぞれの役割を担い、連携を図っていくという共通目標のもと、子育て家庭を地域で支えあう体制づくりを進めていきます。



## 4 計画の体系

### ■飛驒市子ども・子育て支援事業計画 施策体系



「子育てにぬくもりを、子どもから飛驒市の元気を！」



## 第4章 子ども・子育て支援新制度とその展開



## 第4章 子ども・子育て支援新制度とその展開

### 1 新制度がめざすもの

新制度がめざすものは以下の4つに集約できます。

#### ◎ 共通の給付による子ども・子育て支援

幼稚園、保育所、認定こども園への共通の「施設型給付」と、小規模保育、家庭的保育などへの「地域型保育給付」という、2つの公的な財政支援を創設します。

#### ◎ 保育の量的確保、質の改善

多様な形態の小規模保育を支援する「地域型保育給付」(※)によって保育の量的確保を図るとともに、職員の配置基準を見直すなどして、保育環境の質的充実を目指します。

#### ◎ 認定こども園制度の改善

「幼保連携型認定こども園」を学校と児童福祉施設の両方の位置づけをもつ単一の施設として位置付け、認可・認定や指導監督などを一本化することにより、施設設置の促進を図ります。

#### ◎ 地域や家庭の実情に応じた子育て支援の充実

保育が必要な子どものいる家庭だけでなく、全ての家庭を対象にした子育て支援を充実させるため、「地域子ども・子育て支援事業」を市が行う事業として法的に位置づけ、その拡充を図ります。

※現在、本市の事業所内保育事業は認可外であるため、新事業計画における地域型保育事業として「地域型保育給付」の対象となることはありませんが、今後、認可を受けていただければ「地域型保育給付」の対象となります。

### 2 子ども・子育て会議の設置

新制度では、有識者、地方公共団体、子育て当事者、子育て支援当事者などが子育て支援の政策プロセス等に参画・関与できる仕組みとして、平成25年4月に内閣府に「子ども・子育て会議」を設置しています。

また、これに併せ市町村、都道府県においても、新制度の事業計画の策定・変更や実施に関し、「地方版子ども・子育て会議」の設置や、調査審議等を行うための審議会等の設置に努めることとされることを受け、本市では平成25年10月に「飛騨市子ども・子育て会議」を設置しています。

### 3 新制度の事業体系

#### (1) 幼児期の教育・保育提供事業

小学校就学前の施設としては、これまで保育所と幼稚園の2つが多く利用されてきました。新制度では、幼稚園と保育所に加えて、両方の良さを併せもつ「認定こども園」を普及させ、これらの利用に共通の給付「施設型給付」が創設されました。

また、20人未満の少人数の子どもを対象とする「地域型保育給付」が創設され、市が必要に応じ認可を検討します。

## (2) 地域子ども・子育て支援事業

新制度では、質の高い教育・保育の提供とともに、地域に根差した総合的な子育て支援体制の充実を図ることとしており、すべての子育て家庭を支援するため、一時預かりや地域で親子が交流できる場など、次の14事業により、地域の子ども・子育て支援に取り組むことになっています。

### ■ 地域子ども・子育て支援事業

事業名	
(1)	時間外保育事業
(2)	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）
(3)	子育て短期支援事業（ショートステイ事業／トワイライトステイ事業）
(4)	地域子育て支援拠点事業
(5)	一時預かり事業 1) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育） 2) 一時預かり（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業 病児・緊急対応強化事業を除く）
(6)	病児保育事業
(7)	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児分）
(8)	利用者支援事業
(9)	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
(10)	妊婦に対する健康診査
(11)	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）
(12)	養育支援訪問事業
(13)	実費徴収に係る補足給付を行う事業
(14)	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

なお、本市では上記14事業のうち、「(8) 利用者支援事業」「(9) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」「(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業」及び「(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」については、当面実施しないため、本事業計画では展開していません。

### (3) 保育の必要性の認定

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき教育・保育施設利用のための認定（支給認定）をあらかじめ行ったうえで、給付を支給する仕組みとなっています。支給認定は、下表に示した次の1～3号の区分で行われます。

#### ■認定区分に対応する対象者および対象施設

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上かつ就学前で、学校教育のみを希望する子ども（保育の必要性なし）	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上かつ就学前で、保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満で、保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園 小規模保育等

保育の必要性の認定（2号、3号の認定）は、以下の表に示した「事由」「区分」「優先順位」という3点を勘案して行います。

#### ■保育の必要性の認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号の認定）要件	
事由	①就労 就労形態（フルタイム、パートタイムなど）、就労時間など
	②就労以外の事由 妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業時に既に保育を利用していること、その他本市が定める事由
区分 (保育の必要量)	①保育標準時間 主にフルタイム就労を想定した長時間利用 ②保育短時間 主にパートタイム就労を想定した短時間利用
優先利用	ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業により就労の必要性の高い場合、虐待やDVのおそれがある場合など

## 4 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、該当区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

教育・保育の提供区域の設定においては、地理的条件、子どもの人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に判断することが求められます。

本市では子どもの人数と現実の利用状況を踏まえ、教育・保育提供区域を全市一体として定め、二一度量の見込みを行い、確保方策を図ることとします。

### ■飛驒市内保育園一覧（平成 27 年度）

区分	保育園名	所在地	電話番号	定員(名)	未満児保育	延長保育	障がい児保育	子育て相談	一時保育	特定保育	体調不良児保育	休日保育
公立	増島保育園	古川町 是重123	(0577) 73- 2553	220	○ 6か月~	○ 午後7時 まで可	○	○ 子育て ステーション	○ 6か月 ~	○	○	-
	宮城保育園	古川町 栄2丁目 11-12	(0577) 73- 2015	160	○ 6か月~	○ 午後7時 まで可	○	○	○ 6か月 ~	-	-	-
	さくら保育園	古川町 杉崎553-1	(0577) 73- 2825	200	○ 57日目 ~	○ 午後7時 まで可	○	○ 子育て ステーション	○ 57日目 ~	-	-	○ 祝日の み
	河合保育園	河合町 角川974-2	(0577) 65- 2136	45	○ 1歳~	○	○	○ 子育て支援 センター	○ 1歳~	-	-	-
	宮川保育園	宮川町 野首30-2	(0577) 63- 2070	30	-	○	○	○	○ 2歳~	-	-	-
	旭保育園	神岡町 殿979	(0578) 82- 1275	100	-	○	○	○	○ 1歳~	-	-	-
	山之村保育園	神岡町 森茂1649-1	(0578) 82- 5546	20	○ 2歳~	○	-	○	○ 2歳~	-	-	-
私立	双葉保育園	神岡町 殿1081-14	(0578) 82- 4490	150	○ 6か月~	○	○	○	○ 6か月 ~	-	-	-

※ 年齢は、平成 27 年 4 月 2 日時点の満年齢によるものとする。

## 5 各年度の教育・保育の量の見込みと確保方策

### (1) 各年度における教育・保育必要量の見込みと確保方策

平成27年度から平成31年度までの就学前の教育・保育の量の見込みと確保方策は以下のとおりです。

事業内容	教育を希望する児童や保育を必要とする児童に対して、保育園などの施設において必要量を確保し、質の高い教育・保育を提供します。																																																															
対象年齢	1号認定 満3歳以上かつ就学前で、学校教育のみを希望する子ども (保育の必要なし) 2号認定 満3歳以上かつ就学前で、保育を必要とする子ども 3号認定 満3歳未満で、保育を必要とする子ども																																																															
現 状	<p>◎実施施設数（平成26年度）</p> <table> <tr> <td>認定こども園（幼稚園型）</td> <td>0施設</td> <td>（定員 0名）</td> </tr> <tr> <td>認定こども園（保育所型）</td> <td>0施設</td> <td>（定員 0名）</td> </tr> <tr> <td>保育園</td> <td>8施設</td> <td>（定員 925名）</td> </tr> </table> <p>◎対象児童数（平成26年3月31日現在）</p> <table> <tr> <td>保育に欠けない子</td> <td>3歳以上</td> <td>0名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1・2歳児</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0歳児</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>保育に欠ける子</td> <td>3歳以上</td> <td>558名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1・2歳児</td> <td>116名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0歳児</td> <td>19名</td> </tr> </table> <p>◎利用実績</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定こども園</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>保育園</td> <td>654人</td> <td>647人</td> <td>693人</td> </tr> <tr> <td>事業所内保育等</td> <td>10人</td> <td>10人</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>664人</td> <td>657人</td> <td>700人</td> </tr> </tbody> </table> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育に欠けない子</td> <td>10人</td> <td>10人</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>保育に欠ける子</td> <td>654人</td> <td>647人</td> <td>693人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>664人</td> <td>657人</td> <td>700人</td> </tr> </tbody> </table>	認定こども園（幼稚園型）	0施設	（定員 0名）	認定こども園（保育所型）	0施設	（定員 0名）	保育園	8施設	（定員 925名）	保育に欠けない子	3歳以上	0名		1・2歳児	3名		0歳児	4名	保育に欠ける子	3歳以上	558名		1・2歳児	116名		0歳児	19名		平成23年度	平成24年度	平成25年度	認定こども園	0人	0人	0人	保育園	654人	647人	693人	事業所内保育等	10人	10人	7人	合計	664人	657人	700人		平成23年度	平成24年度	平成25年度	保育に欠けない子	10人	10人	7人	保育に欠ける子	654人	647人	693人	合計	664人	657人	700人
認定こども園（幼稚園型）	0施設	（定員 0名）																																																														
認定こども園（保育所型）	0施設	（定員 0名）																																																														
保育園	8施設	（定員 925名）																																																														
保育に欠けない子	3歳以上	0名																																																														
	1・2歳児	3名																																																														
	0歳児	4名																																																														
保育に欠ける子	3歳以上	558名																																																														
	1・2歳児	116名																																																														
	0歳児	19名																																																														
	平成23年度	平成24年度	平成25年度																																																													
認定こども園	0人	0人	0人																																																													
保育園	654人	647人	693人																																																													
事業所内保育等	10人	10人	7人																																																													
合計	664人	657人	700人																																																													
	平成23年度	平成24年度	平成25年度																																																													
保育に欠けない子	10人	10人	7人																																																													
保育に欠ける子	654人	647人	693人																																																													
合計	664人	657人	700人																																																													
量の見込みの考え方	国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき算出しました。																																																															
確保方策の考え方	新制度移行に係る意向調査や、現状の利用定員の合計、把握できている事業者の事業展開意向を基に確保方策を設定しました。																																																															

【量の見込みと確保方策】

		1号	2号	3号	
		3~5歳(教育ニーズ)	3~5歳(保育ニーズ)	0歳(保育ニーズ)	1・2歳(保育ニーズ)
平成27年度	①量の見込み	14人	480人	74人	188人
	②確保方策(保育園)	0人	711人	63人	161人
	②-①	▲14人	231人	▲11人	▲27人
平成28年度	①量の見込み	14人	481人	74人	188人
	②確保方策(保育園)	0人	670人	75人	190人
	②-①	▲14人	189人	1人	2人
平成29年度	①量の見込み	13人	468人	72人	182人
	②確保方策(認定こども園・保育園)	13人	678人	73人	184人
	②-①	0人	210人	1人	2人
平成30年度	①量の見込み	13人	458人	70人	178人
	②確保方策(認定こども園・保育園)	13人	684人	71人	180人
	②-①	0人	226人	1人	2人
平成31年度	①量の見込み	13人	446人	67人	172人
	②確保方策(認定こども園・保育園)	13人	693人	68人	174人
	②-①	0人	247人	1人	2人

■保育利用率の目標設定について

子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされています。この「保育利用率」の目標値については、以下のとおり設定します。

◆保育利用率とは

保育利用率は、以下の考え方で算出します。

3号子どもに係る保育の利用定員数

$$\text{保育利用率} = \frac{\text{満3歳未満の子どもの数全体}}{\text{3号子どもに係る保育の利用定員数}}$$

◆保育利用率の目標値の設定

①市町村は、平成29年度末までに、量の見込みに対応する保育の量を確保することとされていることから、平成29年度以降の「保育利用率の目標値」は、平成25年度に実施したニーズ調査により把握された3号に該当する子どもの保育の利用希望の割合（利用意向率）と同率の、0歳児で60.6%、1・2歳児で58.3%とします。

②保育の利用定員数に関する各年度の整備目標は、前ページおよび次ページで、「教育・保育事業」および「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込みと確報方策」に示されている通りです。平成27年度および平成28年度の「保育利用率の目標値」は、各年度の推計児童数に占める「確保の方策」の割合とします。

【保育利用率の目標値】

年齢区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳児	50.0%	61.0%	60.6%	60.6%	60.6%
1・2歳児	47.8%	58.3%	58.3%	58.3%	58.3%



## 6 各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### (1) 時間外保育事業

#### 【事業の概要】

事業内容	就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、通常の保育時間（保育標準時間の11時間及び保育短時間の8時間）を超えて保育を行う事業です。												
対象年齢	0～5歳児												
現 状	<p>◎実施施設数（平成26年度）：8施設 　　公立保育園 3施設（19時まで） 　　公立保育園 4施設（18時30分まで） 　　私立保育園 1施設（18時30分まで）</p> <p>◎利用実績</p> <table border="1"><thead><tr><th></th><th>平成23年度</th><th>平成24年度</th><th>平成25年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>実施施設数</td><td>9か所</td><td>9か所</td><td>8か所</td></tr><tr><td>利用人数</td><td>175人</td><td>131人</td><td>158人</td></tr></tbody></table>		平成23年度	平成24年度	平成25年度	実施施設数	9か所	9か所	8か所	利用人数	175人	131人	158人
	平成23年度	平成24年度	平成25年度										
実施施設数	9か所	9か所	8か所										
利用人数	175人	131人	158人										
量の見込みの考え方	国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき算出しました。												
確保方策の考え方	量の見込みに対応できる体制であることから、現状のサービスを維持し、供給確保を継続します。												

#### 【量の見込みと確保方策】

(利用人数／年) (市全域)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	24人	24人	23人	23人	22人
②確保方策	24人	24人	24人	24人	24人
②-①	0人	0人	1人	1人	2人

## (2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）

### 【事業の概要】

事業内容	保護者が就労等により扈間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊び場や生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日夏休み等の長期休業中にも実施します。												
対象年齢	小学1年生から小学6年生												
現 状	<p>年間運営4か所で放課後児童クラブを実施しており、利用登録者は低学年、高学年とも増加傾向にあります。平成27年1月1日時点で、低学年が192人、高学年67人が利用登録しています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録児童数</td> <td>237人</td> <td>245人</td> <td>236人</td> </tr> <tr> <td>クラブ数</td> <td>4か所</td> <td>4か所</td> <td>4か所</td> </tr> </tbody> </table>		平成23年度	平成24年度	平成25年度	登録児童数	237人	245人	236人	クラブ数	4か所	4か所	4か所
	平成23年度	平成24年度	平成25年度										
登録児童数	237人	245人	236人										
クラブ数	4か所	4か所	4か所										
量の見込みの考え方	小学生1～3年生を対象としたニーズ調査結果を利用し、国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき算出しました。												
確保方策の考え方	量の見込みが現状を上回ることから、量の見込みに対応するための供給確保に努めていきます。												

### 【量の見込みと確保方策】

(登録児童数／年)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	低学年	175人	173人	169人	166人	163人
	高学年	139人	137人	134人	130人	126人
	合計	314人	310人	303人	296人	289人
②確保方策	低学年	175人	173人	169人	166人	163人
	高学年	139人	137人	134人	130人	126人
	合計	314人	310人	303人	296人	289人
②-①		0人	0人	0人	0人	0人

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業／トワイライトステイ事業）

【事業の概要】

事業内容	保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活支援援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等（トワイライトステイ事業）があります。								
対象年齢	18歳未満の子ども								
現 状	<p>飛驒市では高山市にある養護施設と毎年委託契約を結び、対応できるよう体制を整えております。</p> <p>◎利用実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ利用件数</td> <td>0人日</td> <td>0人日</td> <td>0人日</td> </tr> </tbody> </table>		平成23年度	平成24年度	平成25年度	延べ利用件数	0人日	0人日	0人日
	平成23年度	平成24年度	平成25年度						
延べ利用件数	0人日	0人日	0人日						
量の見込みの考え方	国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき算出しました。								
確保方策の考え方	委託契約している施設において、量の見込みに対応できる体制となっていますので、今後も引き続き、供給確保に努めています。								

【量の見込みと確保方策】

(延べ利用件数／年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②確保方策	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

#### (4) 地域子育て支援拠点事業

##### 【事業の概要】

事業内容	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児及び保護者に相互の交流を行う場所を開設し、子育ての孤立感・負担感の解消を図るために、相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。												
対象年齢	小学校就学前の児童（主として概ね3歳未満の児童） ※当計画の量の見込みは0～2歳児												
現 状	<p>◎実施箇所数（平成26年度）：3箇所 (古川子育て支援センター、神岡子育て支援センター、河合・宮川子育て支援センター)</p> <p>◎利用実績（就学前児童0～5歳児）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ利用人日</td> <td>29,129人日</td> <td>28,625人日</td> <td>26,467人日</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>3箇所</td> <td>3箇所</td> <td>3箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>※0～5歳児で記載</p>		平成23年度	平成24年度	平成25年度	延べ利用人日	29,129人日	28,625人日	26,467人日	箇所数	3箇所	3箇所	3箇所
	平成23年度	平成24年度	平成25年度										
延べ利用人日	29,129人日	28,625人日	26,467人日										
箇所数	3箇所	3箇所	3箇所										
量の見込みの考え方	国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき算出しました。												
確保方策の考え方	0～2歳児を含め、就学前の児童全てに対応できる体制となるよう供給確保に努めています。												

##### 【量の見込みと確保方策】

(延べ利用人数／月)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	2,616人日	2,602人日	2,527人日	2,466人日	2,387人日
②確保方策	2,616人日	2,602人日	2,527人日	2,466人日	2,387人日
	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

## (5) 一時預かり事業

### 1) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

#### 【事業の概要】

事業内容	幼稚園における在園児を対象とした通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、希望者を教育（保育）する事業です。												
対象年齢	3～5歳児												
現 状	<p>◎実施箇所数（平成26年度）：1箇所</p> <p>◎利用実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ利用人数（1号）</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>延べ利用人数（2号）</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> </tr> </tbody> </table>		平成23年度	平成24年度	平成25年度	延べ利用人数（1号）	0人	0人	0人	延べ利用人数（2号）	0人	0人	0人
	平成23年度	平成24年度	平成25年度										
延べ利用人数（1号）	0人	0人	0人										
延べ利用人数（2号）	0人	0人	0人										
量の見込みの考え方	国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき算出しました。												
確保方策の考え方	1号認定（幼稚園）の量の見込み6人については、現在、飛騨市には幼稚園がなく、今のところ設置の予定もないことから、他市町村への利用を勧めることで対応していきます。												

#### 【量の見込みと確保方策】

（延べ利用人数／年）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1号認定	6人日	6人日	6人日	6人日	6人日
	2号認定	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②確保方策		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②-①		▲6人日	▲6人日	▲6人日	▲6人日	▲6人日

2) 一時預かり（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業 病児・緊急対応強化事業を除く）

【事業の概要】

事業内容	保育園等を利用してない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合や育児疲れによる保護者の心理的、身体的負担を軽減するため、主として昼間において、お子様を一時的に預かる事業です。																
対象年齢	0～5歳児																
現 状	<p>◎実施箇所数（平成26年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時預かり事業：8箇所</li> <li>・ファミリー・サポート・センター：1箇所</li> </ul> <p>◎利用実績（延べ利用人数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一時預かり事業</td> <td>528人</td> <td>445人</td> <td>636人</td> </tr> <tr> <td>ファミリー・サポート・センター</td> <td>202人</td> <td>332人</td> <td>317人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>730人</td> <td>777人</td> <td>953人</td> </tr> </tbody> </table>		平成23年度	平成24年度	平成25年度	一時預かり事業	528人	445人	636人	ファミリー・サポート・センター	202人	332人	317人	合計	730人	777人	953人
	平成23年度	平成24年度	平成25年度														
一時預かり事業	528人	445人	636人														
ファミリー・サポート・センター	202人	332人	317人														
合計	730人	777人	953人														
量の見込みの考え方	国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき算出しました。																
確保方策の考え方	現施設において、量の見込みに対応できる体制となっていますので、今後も引き続き、供給確保に努めています。																

【量の見込みと確保方策】

(延べ利用人数／年)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		5,888人日	5,878人日	5,718人日	5,588人日	5,423人日
②確保方策	一時預かり	4,057人日	4,050人日	3,940人日	3,850人日	3,736人日
	ファミリー・サポート	1,831人日	1,828人日	1,778人日	1,738人日	1,687人日
	合計	5,888人日	5,878人日	5,718人日	5,588人日	5,423人日
②-①		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

## (6) 病児保育事業

### 【事業の概要】

事業内容	保護者が就労しているなど、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において一時的に保育する事業です。								
対象年齢	0～5歳児								
現 状	<p>◎実施箇所数（平成26年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病児対応型：0箇所</li> <li>・体調不良児対応型：1施設</li> </ul> <p>※子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）における病児・緊急対応強化事業は本市では実施していません。</p> <p>◎利用実績（延べ利用人数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病児保育事業</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> </tr> </tbody> </table>		平成23年度	平成24年度	平成25年度	病児保育事業	0人	0人	0人
	平成23年度	平成24年度	平成25年度						
病児保育事業	0人	0人	0人						
量の見込みの考え方	国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき算出しました。								
確保方策の考え方	病児対応型については、現在1園において体調不良児保育を実施中です。将来的には、病児・病後児保育の設置を検討しているところです。								

### 【量の見込みと確保方策】

(延べ利用人数／年)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		818人日	816人日	794人日	776人日	753人日
②確保方策	病児保育事業	0人日	0人日	794人日	776人日	753人日
②-①		▲818人日	▲816人日	0人日	0人日	0人日

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児分）

【事業の概要】

事業内容	子どもの預かり等の援助を行いたい者（協力会員）と援助を受けたい者（依頼会員）からなる会員組織を設立し、依頼会員の求めに応じ、協力会員が子どもの世話を担う相互援助活動を行う事業です。								
対象年齢	小学生中学年まで								
現 状	<p>◎実施箇所数（平成 26 年度）：1 箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録会員数（平成 23 年度）：協力会員 26 人、依頼会員 127 人</li> <li>・登録会員数（平成 24 年度）：協力会員 29 人、依頼会員 163 人</li> <li>・登録会員数（平成 25 年度）：協力会員 23 人、依頼会員 197 人</li> </ul> <p>◎利用実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就学児延べ利用人数</td> <td>3 人</td> <td>13 人</td> <td>26 人</td> </tr> </tbody> </table>		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	就学児延べ利用人数	3 人	13 人	26 人
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度						
就学児延べ利用人数	3 人	13 人	26 人						
量の見込みの考え方	国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき算出できなかったため、過去 3 力年の数値に基づき算出しました。								
確保方策の考え方	現状は、小学校中学年までしか対象にしていないため、当面このままで継続することにします。現状のサービスを維持し、供給確保を継続します。								

【量の見込みと確保方策】

(延べ利用人数／年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	260 人日	256 人日	252 人日	247 人日	242 人日
②確保方策	260 人日	256 人日	252 人日	247 人日	242 人日
②-①	0 人日				

※当市の事業は小学校中学年までしか対象としないため、量の見込みと確保方策も低学年のみに限定しました

## (8) 利用者支援事業

### 【事業の概要】

事業内容	子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、その選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とするもので、利用者の個別のニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うとともに、関係機関との連絡・調整等を行う事業です。
対象	子どもの保護者
現状	飛驒市では実施していない事業です。

### 【量の見込みと確保方策】

事業の導入については、国や県の動向を踏まえるとともに、市民ニーズなどを把握して、今後の事業実施について検討します。

## (9) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

### 【事業の概要】

事業内容	要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関との連携強化を図る取り組みを実施する事業です。
対象	要保護児童対策協議会構成員
現状	協議会を4階層化し、情報の共有と支援方法の統一を目的とし、各機関との連携をさらに密にしています。 【代表者会議】要保護児童対策協議会で行う会議で行政サービスや地域福祉を考える。 【実務者会議】実態を把握し、個別の対応について監視する。 【個別ケース会議】個々のケースについて対応を協議する。 【発達支援センター会議】教育委員会と常に情報共有し支援状況について把握する。

### 【量の見込みと確保方策】

国や県の動向を踏まえるとともに、今後も機能強化について検討します。

## (10) 妊婦に対する健康診査

### 【事業の概要】

事業内容	妊婦の健康管理の充実および経済的負担の軽減を図るため、妊婦のいる全世帯に対し、妊婦の健康診査を実施する費用を助成する事業です。								
対象	全ての妊婦								
現状	<p>妊娠届出時に母子健康手帳とともに妊婦健康診査受診券14回分を配布しています。基本的な健診部分（飛騨市が医療機関と委託契約した内容部分）について無料になります。</p> <p>◎利用実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配布対象者数</td> <td>209人</td> <td>156人</td> <td>144人</td> </tr> </tbody> </table>		平成23年度	平成24年度	平成25年度	配布対象者数	209人	156人	144人
	平成23年度	平成24年度	平成25年度						
配布対象者数	209人	156人	144人						
量の見込みの考え方	0歳児の将来推計人口を基に妊婦健康診査受診券の交付人数を算出しました。この配布人数に平成25年の1人当たりの平均受診回数を乗じて延べ受診回数を算出しました。								
確保方策の考え方	既存の体制での実施を想定しており、今後も引き続き妊婦健康診査受診券を配布し、妊婦健康診査費用の一部（14回分）を助成していきます。								

### 【量の見込みと確保方策】

(人／年)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	配布人数	143人	139人	134人	130人	125人
確保方策	配布人数	143人	139人	134人	130人	125人
実施場所		飛騨市の委託医療機関				
検査項目		基本的な健診部分（飛騨市が医療機関と委託契約した内容部分）				

(11) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

【事業の概要】

事業内容	生後0～2か月の乳児のいる全ての家庭を保健師・健康相談員などが訪問し、育児、子育て支援に関する情報提供や母子の健康状態、養育環境等の把握を行う事業です。								
対象	生後4か月までの乳児のいる全ての世帯								
現状	<p>乳児全戸訪問事業は、出産直後の不安の強い時期に実施するのが望ましく、飛騨市においても、育児不安や不適切な養育が継続しないよう早期の訪問に努めています。ただし、里帰り出産によって長期に飛騨市を離れている方に対しては、里帰り先の市町村に訪問を依頼して対応させていただくなど、出産後の不安の軽減に努めています。</p> <p>◎利用実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訪問件数（実人数）</td> <td>184人</td> <td>143人</td> <td>168人</td> </tr> </tbody> </table>		平成23年度	平成24年度	平成25年度	訪問件数（実人数）	184人	143人	168人
	平成23年度	平成24年度	平成25年度						
訪問件数（実人数）	184人	143人	168人						
量の見込みの考え方	平成25年度は、0歳児を持つすべての世帯に対し実施済みです。これを参考に、0歳児の将来推計人口を基に算出しました。								
確保方策の考え方	全戸訪問については全数訪問の実施を目指します。特に強い不安を持っていたり、不適切な養育などの問題が発見できた場合には、必要な支援が継続されるよう関係機関への連絡・調整を図っていきます。								

【量の見込みと確保方策】

(人／年)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	実人数	143人	139人	134人	130人	125人
	実人数	143人	139人	134人	130人	125人
②確保方策	実施体制	保健師等5人				
	実施機関	飛騨市保健センター				

## (12) 養育支援訪問事業

### 【事業の概要】

事業内容	出産後間もない時期の養育者の疾病等の理由で、一時的に家庭での養育が困難となつた保護者、あるいは養育困難な家庭、ネグレクトの恐れのある家庭等を対象に保健師が養育に関する専門的な相談・助言の支援にあたります。 また、ヘルパーの派遣やショートステイの提供等により養育者の育児不安を軽減し、児童虐待の未然防止に繋げるなどの支援を行います。								
対象	養育支援が必要と認められる家庭								
現状	「乳児家庭全戸訪問事業」等を通じ、養育支援の必要性があると判断した家庭などへの、保健師の訪問及びヘルパー派遣等の事例は発生していない。 ◎利用実績 <table border="1" data-bbox="476 943 1381 1044"> <tr> <th></th><th>平成23年度</th><th>平成24年度</th><th>平成25年度</th></tr> <tr> <td>訪問件数</td><td>〇件</td><td>〇件</td><td>〇件</td></tr> </table>		平成23年度	平成24年度	平成25年度	訪問件数	〇件	〇件	〇件
	平成23年度	平成24年度	平成25年度						
訪問件数	〇件	〇件	〇件						
量の見込みの考え方	「乳幼児全戸訪問事業」を通じ、養育支援の必要性があると判断された家庭等への保健師の訪問、及びヘルパーの派遣等の事例は23~25年度の間発生していませんが、今後発生する可能性を考え推計しました。								
確保方策の考え方	訪問支援者は、保健医療有資格者または、子育て、養護もしくは保育の経験豊かな者かつ岐阜県等で開催される研修会を修了した者を派遣します。また、母子保健部門や福祉部門等の関係機関との連携を強化し、相談支援については職員のさらなるスキルアップを図り充実させていきます。育児、家事援助については業務委託等での対応が必要になってくるため、必要に応じて委託先を検討し、早期に支援が必要な家庭に継続的にスタッフが訪問できる体制を整えます。								

### 【量の見込みと確保方策】

(人／年)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
量の見込み	実人数	1人	1人	1人	1人	1人	
確保方策	実施体制	支援が必要なケース全てに事業を実施する。					

## (13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 【事業の概要】

事業内容	教育・保育施設などの利用者負担については、市の条例や規制により設定することとされていますが、施設によっては、実費徴収などの上乗せ徴収を行う場合が想定されており、日用品・文房具等の必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用などの実費負担の部分について、低所得者の負担軽減を図るために、公費による補助を行う事業です。
対象	子どもの保護者
現状	飛驒市では実施していない事業です。

### 【量の見込みと確保方策】

事業の導入については、国や県の動向を踏まえるとともに、市民ニーズなどを把握して、今後の事業実施について検討します。

## (14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

### 【事業の概要】

事業内容	子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活かしながら、保育園、地域型保育事業等の整備を促進していくこととされています。しかしながら、新たに整備・開設した施設や事業が安定的且つ継続的に事業を運営し、利用者との信頼関係を築いていくためには、一定期間必要であることから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言のほかに、他の事業者の連携施設の斡旋等を行います。
対象	新規参入事業者
現状	飛驒市では実施していない事業です。

### 【量の見込みと確保方策】

今後、新規事業者の参入があった場合には、既存機関にて対応することとします。

## 7 幼児期の学校教育・保育の一体的提供とその提供体制について

### （1）認定こども園の普及についての基本的な考え方

新制度では、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズや選択に応じた多様で総合的な子育て支援を進めることをめざしています。幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置付けられ、国では、認定こども園の認可・認定手続きの簡素化などにより、新たな設置や移行をしやすくするなど、普及のための施策を打ち出しています。

本市においては、認可外の事業所内保育などを受けている数名の児童を除けば、現在ほとんどの児童を保育園で受け入れており、また平成25年度に行なったニーズ調査の結果でも94.3%の方が現在の保育園の形態を支持していることから、当面は保育園を主体に事業を行ないます。新事業計画の展開の経過の中で、認定こども園へのニーズが顕在化した段階で、それに応じた認定こども園についても検討を進めています。

### （2）保育士等の資質向上のための支援

乳幼児期の教育・保育のめざすところは、本質的にはすべての子どもの健やかな育ちであり、国の進める新事業計画では、そのために教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の人材確保や資質向上が不可欠だとしています。

本市では幼稚園はありませんが、保育士等の資質の向上と人材の育成を図るために、現在、岐阜県保育研究協議会主催の各種研修会（中堅・主任保育士研修、3歳未満児担当保育士研修等）、CLM（チェックリスト in 三重）研修会、食物アレルギー研修会等への幼稚園教諭や保育士等の参加を積極的に進めており、こうした研修会への参加促進をさらに図っています。

また、「すべての子どもの健やかな育ち」や「子どもの最善の利益の保障」の重要性に鑑み、障害児など特に配慮を要する子どもについて、適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携の強化とともに、担当職員の資質向上に努めます。

\* 「CLM（チェック・リスト・in 三重）」とは、子どもの育ちを見極め、適切な支援を行うために三重県で開発されたツールです。保育所・幼稚園において「発達に課題のある子」が集団生活の中で困難を感じることなく過ごせるよう、「CLMと個別指導計画」による早期支援を市町の保健・福祉・教育行政と協働して取り組む支援体制を学びます。

### （3）質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援法においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考え方を基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質で適切な内容と水準をもった子ども・子育て支援を実施することが求められています。

また、在宅の子育て家庭を含めてすべての子育て家庭のニーズに応じた、多様かつ総合的な子育て支援を行うために、地域の子ども・子育て支援の質・量にわたる充実が重要となります。

こうした教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の果たす役割をふまえ、社会全体が協力して、一人ひとりの子どもが個性のあるかけがえのない存在として成長していくことを支援していく必要があります。

本市においても、「児童の最善の利益のために」を保育理念に掲げ、保護者や地域社会と力を合わせ、児童の福祉を積極的に進めるとともに、豊かな愛情を持って接し、児童の処遇向上のために知識の習得と技術の向上に努めています。又、新制度における地域子ども・子育て支援事業（14事業）のうち、本市では10事業について既に実施済みであり、残りの4事業についても今後の市民ニーズを的確に把握し、より一層の充実を図っていきます。

#### （4）保育施設によるきめ細やかな対応

国の進める新事業計画の中では、幼稚園、保育所及び認定こども園は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設として位置付けられています。一方、小規模保育施設等の地域型保育事業は、3歳児未満の保育を、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、地域に根差した身近な場で提供する役割を担うものとされています。教育・保育施設を利用しない在宅の子育て家庭を含む全ての子育て家庭の多様なニーズに応え、子育て支援を総合的に質・量ともに充実させる役割を担っています。この両者が相互に補完することによって、教育・保育の量の確保と質の充実を図ることが可能となります。

さらに、妊娠・出産期からの継続した支援はもとより、地域型保育事業を利用した満3歳未満の子どもが、満3歳以降も幼稚園、保育所及び認定こども園で、切れ目なく適切に教育・保育が受けられるための配慮も必要だとされています。

本市はほとんどの児童を保育園において受け入れていますが、認可外の事業所内保育事業を利用する児童も数名います。この事業所内保育事業に、より地域社会に開かれ、ワーク・ライフ・バランスの向上に積極貢献する存在になってもらうなど、平成28年度を目途に認可施設へと整備する準備を推進します。当面、それ以外の地域型保育事業者の必要性は乏しいため、保育園が地域との十分な情報共有と連携支援の充実により、きめ細やかな対応を図っていきます。

#### （5）保育所と小学校の連携・接続

幼児期の学校教育は、子どもたちの「生きる力」の基礎やその後の学校教育の基盤を培う大変重要なものです。国の進める新事業計画では、幼稚園、保育所及び認定こども園には、幼児期の学校教育・保育の充実を図ることはもとより、小学校等と連携し、小学校教育への円滑な接続に努めることが求められます。

また、乳幼児期における子どもの健やかな育ちや、教育・保育の連続性を確保するためには、小学校教諭と幼稚園、保育所及び認定こども園の職員が、共に子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深め、共有することが大切だとされています。

保育所と小学校の児童との交流や、職員との意見交換や合同研究の機会を設けたりするなど、連携を通じた小学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。また連携・接続をより有効で持続的なものにするために、連携の担当者を決め、活動の年間スケジュール化を図るなど、組織的で計画的な取り組みを進めていきます。

## 第5章 子ども・子育て支援関連施策の展開



## 第5章 子ども・子育て支援関連施策の展開

本章では、第3章で示した計画の理念と3つの基本目標にもとづく施策の方向性を示し、それぞれの施策の方向性のもとに、計画期間中に本市が計画する各種施策の展開内容を示します。

なお、本章で示す施策展開では、第4章で示した子ども・子育て支援新制度にもとづく事業を、平成22年度から26年度まで行ってきた「飛騨市次世代育成支援対策推進後期行動計画」から継承する各種施策とともに、個別の施策として位置付け、記載しています。

### 1 「子どもからの視点」に基づく施策の展開

I

#### 健やかな成長を支援する基盤づくり

##### (1) 幼児期の教育・保育の充実

###### 1) 質の高い幼児教育、保育の提供

###### ①保育士等の研修の実施

###### ◇◆ 取組みの現状 ◆◇

- 岐阜県保育研究協議会主催各種研修会参加（中堅研修、未満児保育研修等）
- 飛騨市保育研究会による研修会の開催
- 岐阜県民間保育連盟主催各種研修会参加（園長研修、保育心理士公開講座等）
- 「CLM（チェックリスト in 三重）※」研修参加
- ※「CLM（チェックリスト in 三重）」とは、子どもの育ちを見極め、適切な支援を行うための三重県で開発したツールです。子どもが毎日通う保育所・幼稚園で、適切な支援が受けられるよう、「CLM（チェックリスト in 三重）と個別の指導計画」による早期支援を市町の保健・福祉・教育行政と協働して取り組む支援体制を学びます。
- 食物アレルギー研修会参加

###### ◇◆ 施策の方向 ◆◇

- 多様化するニーズに対応できるよう、これまで参加した研修会のみにこだわらず、積極的に各種研修会に参加していきます。また、その研修内容が全ての保育士等に浸透するよう、職員同士連携し、お互いの質の向上を図っていきます。

## 2) 多様な保育サービスの充実

### ①延長・休日・一時保育の拡充

#### ◇◆ 取組みの現状 ◆◇

○保育園の12時間開所：古川地区1園（さくら保育園）で12時間開所を実施

○休日保育の実施：古川地区1園（さくら保育園）で祝日保育を実施

○一時保育受入れ体制の整備：全園で対応済み（より利用しやすい体制整備）

#### ◇◆ 施策の方向 ◆◇

○平成27年4月から施行予定の子ども・子育て支援法により、保護者は保育標準時間（11時間以内）か保育短時間（8時間以内）を選択することができるようになります。現在、本市の全園において11時間以上の延長保育を実施しており、今後は、職員の確保などを要件に、保育ニーズに応じて開所30分繰り上げ、閉所30分繰り下げを、公立保育園（宮城、旭）での実施を検討していきます。

- ・休日保育の実施については、試験的に公立保育園（宮城）にて実施を予定します。また、実施に際しては保育士負担の軽減及び経費削減のため、完全予約制（前日までに連絡）での実施を検討します。
- ・これらの検討に当たっては、園児数の問題、園行事等の都合等により受入れできない状況となりうる配慮が必要です。

事業の目標	H27	H28	H29	H30	H31
12時間開所園（園）	2	3	3	3	3
休日保育実施園（園）	1	2	2	2	2



園行事「りんご狩り」

## ◇◆ 取組みの現状 ◆◇

○未満児保育の需要が増加傾向にある中、現在待機児童はいませんが、保育士が不足している状況にあり、保育士の確保（中途雇用）が緊急の課題となっています。

- ・増島保育園は平成18年度における新園舎整備により6か月以降児の受入れを開始しました。
- ・双葉保育園は平成21年度における新園舎整備により未満児受入れを拡充しました。
- ・さくら保育園は平成25年度における統合新園舎整備により未満児受入れを拡充しました。

## ◇◆ 施策の方向 ◆◇

○保育士を確保するために、保育士登録制度の導入を検討していきます。

○未満児保育の実施については、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果でも要望が多く、育児負担や母親の就労等に大きく影響を与えます。従って、本市では今後働きたくても働けない状況にある保護者、特に女性の再就職を支援するために、いつでも中途受け入れが出来るよう常に保育体制の整備を図っていきます。

- ・各園とも定員には達していないことから、施設等の改修は不要となっています。
- ・山之村保育園ではH27年度より2歳児限定での未満児保育の実施を予定しています。

## &lt;実施目標&gt;

事業の目標	H27	H28	H29	H30	H31
待機児童数（人）	0	0	0	0	0



◇◆ 取組みの現状 ◆◇

- 増島保育園では、園内にて体調不良児保育を実施 (H23.3.14 開始)
- 平成 23 年 10 月よりファミリーサポート事業にて病後児保育を実施

◇◆ 施策の方向 ◆◇

- 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の中でも病児・病後児保育の実施に関する保護者の要望が非常に多いことから、今後、関係機関との調整を図り推進します。

- ・本市で病児・病後児保育を実施する場合、古川地区、神岡地区の 2箇所での開設を目指します。
- ・現在、古川地区の社会福祉法人に対して開設を要請しており、平成 28 年度からの実施を検討しています。又、神岡地区においても平成 29 年度の開設に向けて、関係機関との調整を図ります。

＜実施目標＞

事業の目標	H27	H28	H29	H30	H31
病児・病後児保育の実施地区		◎ (古川地区)	◎ (神岡地区)		→



河合保育園外観：平成 26 年 7 月運用開始

## ◇◆ 取組みの現状 ◆◇

○全国一律のサービスではなく、地域の実情に合わせた延長保育や未満児保育等に対応した施設の整備、市街地と周辺の保育ニーズに合わせた保育園の運営体制を検討するとともに、公的責任を堅持しつつ、民間活力の導入も取り入れた中で、公立保育園のあり方を検討しています。

- ・基本的には保育サービスの地域による不均衡が生じないよう、取り組んでいます。
- ・増島保育園の民営化については、平成24年度から指定管理者制度を導入し、3年間の指定管理において、平成26年度で指定期間の最終年を迎えることとなり、再度、保育及び運営状況等の検証を行った結果、引き続き同一管理者による5年間（平成27年度～平成31年度）の運営を行うことになりました。
- ・さくら保育園の民営化については、平成25年度から指定管理者制度を導入しています。

## ◇◆ 施策の方向 ◆◇

○引き続き、各種既存サービスの拡充と休日保育及び病児・病後児保育等新規サービスの導入を検討していきます。

○民営化については以下の計画です。

- ・増島保育園は、引き続き同一管理者による5年間（平成27年度～平成31年度）の指定管理運営を実施します。
- ・さくら保育園は、平成27年度で指定期間の最終年を迎えるため、再度、保育及び運営状況等の検証を行います。

## &lt;実施目標&gt;

事業の目標	H27	H28	H29	H30	H31
増島保育園の民営化	◎ 再委託				→ 最終年
さくら保育園の民営化	最終年	◎ 再委託予定			→

◇◆ 取組みの現状 ◆◇

○多子世帯に対する保育料の優遇に取り組んできました。

【平成 18 年度】・本市の保育料単価を統一（3歳未満児は国基準の 70%、3歳以上児は 50%）

【平成 19 年度】・第3子以降の保育料について無料化を実施（H19.10～）

【平成 21 年度】・全ての階層において一律 3,000 円／月減額

・第3子以降の保育料について、一律無料化を第4階層以上 1/2 に変更

【平成 24 年度】・未満児保育料一国基準の 70%→50% に軽減。第6階層以上は一律

【平成 25 年度】・児童の属する世帯に 18 歳未満の児童が2人以上いる場合、同時入所に際わらず第2子は半額、第3子以降は無料化を実施

◇◆ 施策の方向 ◆◇

○今後とも、多子世帯に対する保育料のあり方につきましては、国・県・市町村の状況を適宜把握し、検討していきます。

・多子世帯に限らず就学前児童を有する若年世代は収入も全般的に低く、パート雇用などでは保育料のために働くような実態も見受けられます。しかし、平成 25 年度に実施したニーズ調査の中では、現状の制度に満足している回答も多く、また人口減少対策提案事業の中でも「利用者負担の原則を遵守する必要がある」等の意見もあるため、現状の優遇措置を維持しつつ、今後の保育ニーズ等にも考慮しながら慎重に検討を行います。



## (2) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育・サービスの充実

### 1) 児童の健全育成

#### ①放課後児童クラブの充実

##### ◇◆ 取組みの現状 ◆◇

保護者が就労等により屋間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後（授業終了後）及び長期休業期間等の学校休業日に家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行なうことにより児童の健全育成や安全の確保を図るとともに、子育て家庭の保護者が安心して働く環境づくりを目的としています。

名称	開設場所	開設日等
古川児童クラブ	古川小学校内特別活動室	○月～金曜日の授業日⇒午後2:00～6:00
古川西児童クラブ	古川西小学校内小体育室	○第1・3土曜日、及び学校行事による振替休日 ⇒午前8:30～午後5:30
河合・宮川	河合小学校敷地内	※土曜日については古川・古川西・神岡のみ開室
児童クラブ	スクールバス車庫2階和室	○長期休業期間⇒午前8:00～午後6:00
神岡児童クラブ	神岡小学校内小体育室	

##### ◇◆ 施策の方向 ◆◇

- ・開室時間の延長など、保護者の利便性の向上に努めます。
- ・教育委員会・各小学校の協力を得ながら、運営内容の充実を図っていきます。
- ・児童数に応じ指導員を確保し、待機児童0人を常に目指していきます。
- ・長期休業や土曜日の児童の居場所作りや学びの場として児童クラブを活用するに当たり、教育委員会と連携した開室日を設け、スポーツ・文化活動を推進します。



## 2) 次代の親を育成する取り組みの推進

### ①中学生と乳幼児のふれあい体験学習

#### ◇◆ 取組みの現状 ◆◇

実際の赤ちゃんとのふれあいを通して、生命の大切さや親の愛情を感じとる機会として、中学生を対象に「赤ちゃんふれあい体験教室」を実施しています。

#### ◇◆ 施策の方向 ◆◇

これまでの施策を継続し、引き続き中学校の授業の中に「いのちの教育」として取り入れ、3年生全員を対象に赤ちゃんとふれあう機会を設けます。

### ②思春期保健対策の充実（学校健康教育の充実）

#### ◇◆ 取組みの現状 ◆◇

各小中学校では、年度当初に健康教育全体計画を作成し、それに基づき計画的に性教育や喫煙・飲酒防止教育、薬物乱用防止教室などを実施し、思春期における健康教育に関する正しい知識の習得に努めています。

#### ◇◆ 施策の方向 ◆◇

市内全小中学校において、市学校教育の健康教育指導の重点「運動に親しみ、食育にも関心をもって、進んで健康で安全な生活を送ろうとする態度を育てます。」にもとづき推進します。

#### ＜実施目標＞

各小中学校において、年度当初に健康教育全体計画を作成し、引き続き組織的・継続的に健康教育に取り組みます。

事業の目標	H27	H28	H29	H30	H31
健康教育全体計画作成率（%）	100	100	100	100	100



「中学生と乳幼児のふれあい体験学習」

### 3) 子どもの居場所づくり

#### ①児童公園の整備

##### ◇◆ 取組みの現状 ◆◇

子どもたちが安全に遊べるよう、公園遊具等の新設及び修繕、トイレの水洗化を進めてきました。

##### ◇◆ 施策の方向 ◆◇

- 毎年遊具安全点検、また毎月の公園パトロールを行います。
- 平成27年度に蟻川公園公衆トイレを改修します。

#### ②図書館・公民館等の活用

##### ◇◆ 取組みの現状 ◆◇

- 飛驒市図書館では、毎週土曜日に読み聞かせの会「やんちゃっこタイム」を行っています。神岡図書館では、毎月第3土曜日に「地域読書の日」として図書館を開放し、親子や友達と一緒に本に親しむ機会を創出し、また、偶数月の第一土曜日にはボランティアによる読み聞かせのつどいを行っています。
- 飛驒市図書館及び神岡図書館では、毎月第4木曜日に「ぴよぴよタイム」として乳幼児に向けた読み聞かせや絵本の紹介を行っています。
- 神岡図書館の地域読書は、他の行事などと重ならないよう配慮し、より参加者の利用しやすい日を開催するために、従来の実施日であった毎月第3日曜日を、平成23年度途中より、毎月第3土曜日に改めました。

##### ◇◆ 施策の方向 ◆◇

今後も、各事業とも、柔軟に事業の計画を立てることが出来るような工夫を心がけることで、利便性を図り、新規利用者の開拓を推進していきます。

#### ＜実施目標＞

(年間参加人数)

事業の目標	H27	H28	H29	H30	H31
やんちゃっこ タイム	150	140	140	140	140
地域読書	90	80	80	80	80
よみきかせのつどい	60	60	60	60	60
ぴよぴよタイム	200	190	190	190	190

## 2 「保護者からの視点」に基づく施策の展開

II

### 産み育てるに喜びと楽しさを感じる環境づくり

#### (1) 母性ならびに乳児及び幼児等の健康の保持及び増進

##### 1) 子どもの成長に合わせた心と身体の健康づくり

###### ①不妊・不育症治療への支援

###### ◇◆ 取組みの現状 ◆◇

医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に要した費用の一部を助成しているほか、一般不妊治療に要した費用の一部、専門医による不育症治療に要した費用の一部を助成しています。

特定不妊治療費	1 年度あたり 1 回 30 万円を上限に 3 回 通算 5 年間、通算 10 回まで助成
一般不妊治療費	1 年度あたり 5 万円（自己負担額の 1/2）を上限に 2 年間まで
不育症治療費	1 回あたり 30 万円（自己負担額の 1/2）を上限

###### ◇◆ 施策の方向 ◆◇

○不妊治療は、高額な医療費を必要とすることから、出産を望まれる方の経済的負担の軽減のために、今後も制度の普及、定着に取り組んでいく必要があります。

○助成額・回数については、県・近隣市村の状況を踏まえながら検討・見直しを行っていきます。

###### ②健康診査費助成事業の実施

###### ◇◆ 取組みの現状 ◆◇

妊娠婦の健康管理と新生児の聴覚障害を早期発見するために、下記の事業を実施しています。

- ・新生児聴覚検査費助成事業
- ・妊娠一般健診費助成事業
- ・妊娠歯科検診費助成事業
- ・産婦 1 か月健診費助成事業

###### ◇◆ 施策の方向 ◆◇

○上記事業を継続していきます。

○妊娠一般健診については、高山市と連携し、必要に応じて検査内容・助成額の検討・見直しを行います。

### ③乳幼児健診・相談事業の充実

#### ◇◆ 取組みの現状 ◆◇

乳幼児に対して、問診・身体計測・診察・保健指導及び発達・栄養・育児等の相談を実施しています。

- ・乳幼児健診（4か月児、1歳6か月児、3歳児）の実施。
- ・乳幼児相談（3か月児、7か月児、12か月児、2歳児）の実施

#### ◇◆ 施策の方向 ◆◇

乳幼児健診・相談事業の参加率100%を維持し、個々の育児の心配や不安に対処できるよう、事業内容を適宜見直し継続していきます。

### ④妊娠中の保健指導の充実

#### ◇◆ 取組みの現状 ◆◇

お母さんが安心して出産・育児することができ、お子さんが心身ともに健やかに成長できるよう支援しています。

母子健康手帳交付	母子健康手帳の交付に合わせ、妊娠中の過ごし方・食生活等についてアドバイスを行い、妊婦健康診査など各種サービスについて周知します。
パパママ教室（両親学級）	妊娠・出産・育児に対する正しい知識の啓発やオムツ交換、沐浴等の体験を行い、夫婦ともに協力して子育てができるようアドバイスします。
妊婦訪問	1～2か月後に出産を控えた妊婦さんを保健師・健康相談員が訪問します。

#### ◇◆ 施策の方向 ◆◇

- 出産・育児に向けて健康な妊娠生活を送ることができるよう、各事業の内容を検討し、継続していきます。（パパママ教室を日曜日に実施し、参加しやすい環境を整える）
- 妊婦訪問100%実施を継続します。



## 2) 小児医療体制の充実

### ①予防接種の実施

#### ◇◆ 取組みの現状 ◆◇

予防接種の実施については、未就園児については乳幼児健診・相談において勧奨し、それ以外の対象者については、個別通知しています。未接種者に対しては、電話・郵便により接種勧奨を実施し、接種率の向上を図っています。

名称	接種期間	回数等
ヒブ	2~7 カ月未満	1期初回:3回
小児肺炎球菌		1期追加:1回
四種混合	3~12 カ月未満	ヒブ、肺炎球菌は接種時期によって回数が異なる。
二種混合	11歳	1回
BCG	5~8 カ月未満	1回
麻しん・風しん	1期:1歳 2期:保育園年長児	1期:1回 2期:1回
水痘	1~3歳未満	2回
日本脳炎	1期初回:3歳 追加:4歳 2期:9歳	1期初回:2回 追加:1回 2期:1回
子宮頸がん (希望者のみ)	中学1年生の女子 (国は積極的には進めていない)	3回 接種するワクチンによって接種間隔が異なる。

#### ◇◆ 施策の方向 ◆◇

予防接種法及び国の指導を遵守しながら、安全な予防接種の実施を図り、現体制を充実しながら、100%接種を目指して継続していきます。

### ②救急・夜間医療機関の周知・徹底

#### ◇◆ 取組みの現状 ◆◇

医療機関と連携し、緊急・夜間医療情報をホームページ掲載し、また、「子どもの急病ガイドブック」を配布して周知に努めています。

#### ◇◆ 施策の方向 ◆◇

ホームページへの掲載及び「子どもの急病ガイドブック」の配布を継続しながら、必要に応じ、広報への掲載を行い、小児救急医療体制について市民への啓発に努めています。

### ③医療費の助成

#### ◇◆ 取組みの現状 ◆◇

保護者の経済的負担を軽減し、乳幼児(中学終了※15歳到達後における最初の3月末まで)に対し、医療費の窓口負担を無料化し、乳幼児期の病気の重症化の予防や、健やかな成長を支援し福祉の増進を図っています。

- ・平成17年度末までは、就学前(小学校入学前)までの外来分の助成。(県単)
- ・平成18年4月1日から平成19年9月30日までは、中学校入学前までの助成(12歳に到達する日以後における最初の3月31日以前の者)
- ・平成19年10月1日からは現在の医療費助成。
- ・小学校修了後～中学校修了までの医療費一部助成は市単独負担

#### ◇◆ 施策の方向 ◆◇

○該当者に対して医療費を助成することは、保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図るもので、経済的に特別な配慮を要する保護者の負担を軽減することにより、今後も医療の安心提供に努め、適切な受診の啓発を実施します。

○窓口業務の中での転入時並びに該当年齢到達時の連絡等、漏れのないよう事務手続きを進めます。

## 3) 食育の推進

### ①妊婦・乳幼児の栄養指導の充実

#### ◇◆ 取組みの現状 ◆◇

母子健康手帳交付時と乳幼児健診・相談時に、妊婦や乳幼児の望ましい食事について栄養指導を実施しています。

#### ◇◆ 施策の方向 ◆◇

○対象者全員への栄養指導実施に努めています。また、対象者の食や健康に関する情報を把握し、対象者の要望や健康課題に合った指導内容に、隨時見直し充実させていきます。

○個別栄養指導も適宜実施し、個々の悩みや課題解決につなげていきます。



## ◇◆ 取組みの現状 ◆◇

○保育園では、食事の指導とクッキング保育に取組み、各園の菜園による農業体験や食育ボランティア・市の栄養士による紙芝居や人形劇などにより分かりやすい食育指導を行い、また、保護者には「園だより」「給食だより」「給食試食会」などを通じて食習慣の啓発をしています。

○各園において、さまざまな農作物を園の菜園で栽培しており、夏～秋にかけて収穫した作物を園児によるクッキング等の園行事や園給食に利用。また、保育参観等の園行事とタイアップし、保護者に試食会に参加いただき保育園給食についても説明しています。

- ・「まめっ子キッチン」「キッズぱくぱく教室」を継続して実施。
- ・24年度～25年度、宮川保育園にて毎月「おいしいえがお」を発行し、給食の情報を提供。
- ・25年度より公立保育園にて食育教室「元気もりもり教室」「元気わくわく料理教室」を実施。
- ・26年度、ポッカサッポロフード&ビバレッジ(株)との協働事業(親子 de レモンクッキング教室)を開催。河合保育園にて豆菜会部会員との交流会「食農教室」を開催。

## ◇◆ 施策の方向 ◆◇

園児が興味を持って楽しく学べるよう食育活動を工夫し、市内の公立保育園で食育教室を継続していきます。

- ・地元の旬の食材、地域の伝統食に触れる機会を増やす。(地産・地消の取り組み)
- ・JA、農務課、子育て政策係、企画課等との連携をより強化し、食育事業の拡充を図る。
- ・市全園の保護者向けのおたよりを必要に応じて配布し、情報提供や食育の啓発を進める。
- ・保護者を対象とした親子料理教室の実施。(保護者の指導)
- ・食農教室の継続化。

## &lt;実施目標&gt;

事業の目標	H27	H28	H29	H30	H31
まめっ子キッチン(農林課)	市内保育園1園以上実施	市内保育園1園以上実施	市内保育園1園以上実施	市内保育園1園以上実施	市内保育園1園以上実施
元気もりもり教室 元気わくわく料理教室	各公立保育園1回以上実施	各公立保育園1回以上実施	各公立保育園1回以上実施	各公立保育園1回以上実施	各公立保育園1回以上実施
キッズぱくぱく教室(JA主催)	要請のあった園3回/年/園	要請のあった園3回/年/園	要請のあった園3回/年/園	要請のあった園3回/年/園	要請のあった園3回/年/園
食農教室の展開	公立保育園で1園	公立保育園で1園	公立保育園で1園	公立保育園で1園	公立保育園で1園

## (2) 安心と喜びの子育て

### 1) 家庭教育の充実

#### ①家庭教育学級の充実と交流促進

##### ◇◆ 取組みの現状 ◆◇

市内保育園及び小中学校との連携により、保護者が主体となった講演会・親子活動等の家庭教育学級を開催し、保護者が親として学び、成長する機会とともに、子どもの基本的な生活習慣の確立、自立心の育成や心身の調和とれた発達を図り、子どもたちの健やかな成長につなげています。また、親子行事などの交流活動を通じて、親子や親同士のコミュニケーションの場としても活用しています。

##### ◇◆ 施策の方向 ◆◇

○学級の運営については、保護者自らが企画して実践する活動を推進し、保育園、学校との連携を図りながら支援いたします。

○岐阜県家庭教育支援条例に基づき、県との連携によるリーダー研修の開催などを行い、家庭教育学級担当者の育成と内容の充実を図ります。

#### ②子育て支援・家庭教育関係部署の連携強化

##### ◇◆ 取組みの現状 ◆◇

乳幼児期から小中学生の期間を通じて、教育委員会、市民福祉部、保健センター、子育て支援センターなど府内の各担当者が、子育て支援や家庭の教育力向上に取り組んでいます。

##### ◇◆ 施策の方向 ◆◇

教育委員会の開催する生涯学習推進会議の子育てネットワーク部会では、子育て、教育に携わる関係者が集まり情報共有することで、より充実した支援体制の実現に取り組んでいきます。

## 2) 子育て支援センター等の機能強化及び子育て支援事業の充実

### ①子育て親子の交流の場の提供と交流促進

#### ◇◆ 取組みの現状 ◆◇

○子育て中の親たちが気軽に集い、子どもを遊ばせながら、親同士が自由に悩みや意見交換ができる交流機会の拡充を推進しています。

- ・子育て支援センター 3箇所（古川、神岡、河合宮川）
- ・出張ひろば 2箇所（諏訪田、宮川）
- ・子育てステーション 2箇所（増島、さくら）
- ・地域出張支援 （神岡）
- ・土曜日開所 2箇所（古川、神岡）

#### ◇◆ 施策の方向 ◆◇

○子育て支援センターの開所時間等の拡充を図り、いつでも利用できる体制づくりに努めます。

○地域の公民館や集会場を利用した地域出張支援や出張ひろばを拡充し、遠隔地の子育て親子の交流の場を設けます。

### ②子育て等に関する相談・援助の実施

#### ◇◆ 取組みの現状 ◆◇

気軽に相談できる窓口として、子育て支援センターで子育てに関する相談業務を行っている。相談内容によって適切な窓口につなげる体制と連携を図っています。

#### ◇◆ 施策の方向 ◆◇

子育て支援センターや乳幼児学級に参加できていない子育て孤立家庭を援助するよう、出張ひろばでの相談窓口の開設やメール相談を実施します。



神岡町乳幼児学級「きらきら学級」

### ③地域の子育て関連の情報の提供

#### ◇◆ 取組みの現状 ◆◇

以下のように子育てに関する情報の発信を行っています。

- ・ホームページの全体更新 年1回 (随時更新)
- ・子育てガイドブック発行 年1回
- ・子育て支援情報誌発行 年1回
- ・ほっと知るメール配信 随時

#### ◇◆ 施策の方向 ◆◇

情報発信の充実に努めています。

- ・ほっと知るメールひだを活用した情報発信を行うため、メール登録者の増加を図る。
- ・ガイドブック等の紙媒体の充実 (配布部数や設置個所の増)
- ・HPの充実 (随時更新)
- ・情報発信窓口の充実 (相談窓口の増)

### ④子育て及び子育て支援に関する講習などの実施

#### ◇◆ 取組みの現状 ◆◇

地域の子育て支援機能の充実を図るため、子育てサポーターや子育て支援に携わる方を対象に、子育て支援を行う中で必要とされる知識を学ぶ場を提供しています。

- ・子育てサポーターとしての資質向上を目指し、子育てサポーター養成講座を実施。
- ・サポーターの新規登録の推進

#### ◇◆ 施策の方向 ◆◇

以下の対策を実施していきます。

- ・夜間や休日講座を実施することによる参加者の増加
- ・孫育て中の世代を対象とした講座内容の充実
- ・PRによる受講者募集と新規サポーターの獲得

#### 飛騨市メール配信サービス

「飛騨市ほっと知るメール ひだ」に登録しよう！



携帯電話でQRコードを読み取り、登録案内にお進みください

※バーコードリーダー機能のない場合は、「空メール用アドレス t-hida@sg-m.jp」を入力し送信してください。

## ⑤ブックスタート事業の継続

### ◇◆ 取組みの現状 ◆◇

絵本の読み聞かせや対話を通じ、親子の絆を深め、乳幼児の健やかな心の発育を促せるよう、絵本を介した子育て支援事業を実施しています。

### ◇◆ 施策の方向 ◆◇

○ファーストブックでは3か月児に絵本2冊、セカンドブックでは3歳児に5冊の中から欲しい絵本1冊をプレゼントしていきます。また、プレゼントの際にはボランティアの方から読み聞かせをしてもらってから渡していきます。

○ファーストブック・セカンドブックとも保護者からの事業継続の要望は高く、また、ボランティアの読み聞かせについても子育ての参考になるとの好評価により、今後も同じ内容で事業を継続していきます。

### ＜実施目標＞

○現行維持ではありますが、今後保護者からのニーズに添う形で事業内容を検討します。

○セカンドブックについては、絵本を通じて本を読む機会を親子で増やしてもらうことも目的としています。このため、配布方法は、選定された絵本5冊を図書館で開催する読み聞かせ会での読書後に気に入った絵本を提供しています(読み聞かせ会に参加できない場合は図書館・市民児童課にて配布)。しかし、平成25年度においては周知不足からか、読み聞かせ会参加率が51%に留まってしまったため、今後はセカンドブック読み聞かせ会の参加率向上に努めています。

## ⑥入園・入学祝い金制度交付事業

### ◇◆ 取組みの現状 ◆◇ 平成27年度新規事業

飛騨市への定住促進及び子育て環境の充実を図るとともに、飛騨市の将来を担う未来ある子どもたちの入園・入学をお祝いすることを通じて、きめ細かく充実した子育て支援制度を広く市内外に発信し、飛騨市で生まれるすべての子どもたちに対し、保育園入園、小・中学校入学のそれぞれの節目において、祝い金として100,000円分の市内共通商品券を贈呈します。

### ◇◆ 施策の方向 ◆◇

○飛騨市で生まれるすべての子どもたちを対象とし、多くの子育て世帯への支援につなげます。○飛騨市の子育て支援施策の体制を充実させることで、市内在住の子育て世帯だけでなく、市外からの移住者への支援としてもPRし、人口減少対策にもつなげていきます。

◇◆ 取組みの現状 ◆◇ 平成 27~28 年度新規事業

飛驒市内の木工職人（大工、建具職人、家具職人）が、市のシンボルでもある清らかな水を育む豊かな森の広葉樹を使って作った安心安全な「木のおもちゃ」を、市内で生まれたすべての赤ちゃんが初めて使うおもちゃとしてプレゼントします。

◇◆ 施策の方向 ◆◇

- プレゼントするおもちゃは、都市部のクリエイターと地元木工職人、市内の子どもたちやその親などによるワークショップにより開発し、クリエイターの斬新なアイデアと地元職人の匠の技、そして子を持つ親の思いそれが反映されたクオリティの高いおもちゃを制作していきます。（ウッドスタート宣言）
- 飛驒市のブランド力を高め、当該プロジェクトの実施により飛驒市のイメージアップや、良好な子育て環境を広く市外へPRしていきます。
- 子どもが初めて使うおもちゃとしてプレゼントすることにより、子育て世帯の満足度の向上につなげていきます。



「ファーストブック（3か月児）」読み聞かせの様子



「セカンドブック（3歳児）」読み聞かせ会の様子

### (3) 支援を必要とする児童生徒への取り組みの推進

#### 1) 児童虐待防止体制の連携強化

##### ①相談体制の充実

###### ◇◆ 取組みの現状 ◆◇

虐待の早期発見・早期対応について平成21年度から設置された発達支援センター（福祉課内）を窓口とし、相談窓口のPR及び、保健・保育・教育等関係機関との連携により情報集約に努めています。また、関係職員は、虐待早期発見や相談技術、ペアレントトレーニング研修などへの参加により資質の向上に努め、子ども相談センターとの連携により、早期対応を図ってきました。

###### ◇◆ 施策の方向 ◆◇

- 関係機関との連携の強化
- 相談窓口のPR
- 発達支援センター職員の専任化
- 各種研修受講による職員のさらなる資質向上

##### ②要保護児童対策地域協議会の充実

###### ◇◆ 取組みの現状 ◆◇

子ども相談センター、警察署、福祉事務所、保健センター、子育て支援センター、教育委員会などの関係機関で構成する「要保護児童対策地域協議会」を設置し、虐待・不登校等要保護児童の早期発見・早期対応を推進しています。

###### ◇◆ 施策の方向 ◆◇

現状の体制を維持し、情報の収集・共有に努めるとともに、不登校児の対策については個々のケースに応じ専門機関等の協力を仰ぎながら問題の解決に向けた検討を行っていきます。

## 2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

### ①自立支援への相談体制の強化

#### ◇◆ 取組みの現状 ◆◇

ひとり親の多くは生計と子育てという家庭での責任を一人で担うことになり、精神的負担・経済的負担を抱えているため複雑な相談事例が増えてきています。飛驒子ども相談センターや法テラス岐阜など公的相談所等と連携を図り、サポート体制の充実が必要となっています。

- ・自立支援教育訓練給付事業
- ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金当事業
- ・母子父子自立支援相談・情報提供等支援事業

#### ◇◆ 施策の方向 ◆◇

○母子・父子自立支援員の増員配置及び多様な相談への対応力を強化し、「飛驒市母子寡婦福祉会」への自立促進事業に対する財政支援及び加入促進を図っていきます。  
○父子家庭増加に伴い、父子家庭からの相談対応の充実に努めます。

#### ＜実施目標＞

	H27	H28	H29	H30	H31
母子自立支援員	2	2	2	3	3

### ②経済的支援の実施（母子・父子家庭等医療費助成制度／児童扶養手当制度）

#### ◇◆ 取組みの現状 ◆◇

○母子父子家庭等(18歳に到達する日以後における最初の3月31日以前の者)に対し、医療費の一部を助成しています。(母子(父子)家庭医療費助成)  
○父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭などに対して生活の安定と自立を支援し、児童の心身の健やかな成長を願って手当を支給し、児童の福祉の増進を図っています。(児童扶養手当(母子・父子・養育者))  
○母子・父子家庭並びに寡婦の自立を促進するため、技能取得等に必要な資金の貸付し経済的支援を行っています。(母子父子寡婦福祉資金貸付金)

#### ◇◆ 施策の方向 ◆◇

継続して実施いたします。窓口業務の中での転入時並びに喪失年齢到達時の連絡等、漏れのないよう事務手続きを進めていきます。

### 3) 障がい児支援体制の充実

#### ①障がいに応じた適切な療育の推進

##### ◇◆ 取組みの現状 ◆◇

一人ひとりのお子さんの発達の状況に合わせて、体を使った遊びを通して、運動機能や言葉の発達を促す児童発達支援事業を古川、神岡で実施しています。

##### ◇◆ 施策の方向 ◆◇

○対象児童の特徴を理解し、個別療育を進め、その子に合った方法で発達の可能性を最大限に引き出すよう支援していきます。

○療育体制を確立するため、対象児童の家庭にも目を向け、対象児童の保護者に対しても家庭においての療育支援の方法等を指導していきます。

#### <実施目標>

就学時に支援を必要とする児童の減少を最終目標にし、早期療育を重点におき、個別療育、個別支援の充実を図ります。

事業の目標	H27	H28	H29	H30	H31
古川やまびこ教室 利用登録者数	32	32	32	32	32
神岡ことばの教室 利用登録者数	20	20	20	20	20

#### ②保育園での障がい児受入の促進

##### ◇◆ 取組みの現状 ◆◇

基準に照らした保育士の加配、受け入れ体制（平成 26 年度 8 園）の充実を推進しています。統合参観や保育士研修等を通じて障がい児への理解を深めています。

##### ◇◆ 施策の方向 ◆◇

○発達支援センター主導により、加配配置基準又は審査会のあり方を検討し、また、センターでは、就労までの継続支援をする方向となっているため、保育園では現行の体制を維持していきます。

○加配保育士の確保方策について検討します。

○本市の障がい児保育はCLMの実践や研修会等の参加により、他市からも評価される手厚い保育を行っています。今後も引き続き、CLMや研修で学んだ事等を積極的に取り入れ、職員のスキルアップを図る中で質の高い障がい児保育を行っていきます。

### ③療育・就学相談の充実

#### ◇◆ 取組みの現状 ◆◇

市発達支援センターを中心とした相談支援事業の充実を図り、相談窓口の一本化、情報を集約するとともに、関係機関と連携のもと必要に応じて助言・指導を行います。就学にあたっては保健・保育・教育・福祉・医療と連携した相談活動を行っています。

#### ◇◆ 施策の方向 ◆◇

継続し相談体制の維持を図り、連携が図りにくい高校等については積極的に情報提供を行うなど連携を強め、体制を強化していきます。

### ④特別支援教育を通した学級環境の充実

#### ◇◆ 取組みの現状 ◆◇

市内の小中学校の通常学級において、発達障がい等で様々な支援を必要とする児童生徒に対し支援員を配置し、学級・教科担任の指導・支援に加えて校内における学習面・生活面の活動を支援し、所属する学級・学年・学校全体の学習習慣の確立を図り、一人一人の学力向上を目指しています。

#### ◇◆ 施策の方向 ◆◇

児童生徒支援員を計画的に配置し、通常学級を中心に支援を必要とする児童生徒に対して、校内における学習面・生活面の活動支援を行い、児童生徒支援員を配置することにより、全児童生徒の学力向上を図ります。

#### ＜実施目標＞

通常学級において発達障がいを含む様々な支援を必要とする児童生徒が在籍する小中学校に、児童生徒支援員を配置します。

事業の目標	H27	H28	H29	H30	H31
児童生徒支援員数（人）	21	21	21	20	20

### ⑤経済的支援の実施

#### ◇◆ 取組みの現状 ◆◇

心身障がい児の福祉の増進を図るため、障がいを持つ子どもを抱える家庭の経済的援助を行っています。

#### ◇◆ 施策の方向 ◆◇

継続していきます。

### 3 「地域からの視点」に基づく施策の展開

#### III

#### 子育てを地域全体で支えあう体制づくり

##### (1) 地域による子育て支援の輪を広げる

###### 1) 子育て支援のネットワークづくり

###### ①育児ボランティア活動の育成と支援

###### ◇◆ 取組みの現状 ◆◇

地域のさまざまな育児ニーズに対応していくため、子育て仲間や子育て経験者などが行う各種のボランティア活動を積極的に支援し、活動の輪が広がるよう努めています。

- ・子育てガイドブックやホームページへの掲載
- ・市事業との連携（子育て支援センター、乳幼児学級、ブックスタート、図書館など）

###### 【ボランティアグループ】

飛驒市障がいのある人を支える会、どじょっこ劇団、ぱらぱらぽーん、雲母（きらら）の会、えほんの会、ころぼっくる など

###### ◇◆ 施策の方向 ◆◇

継続し、以下の事業に取り組みます。

- ・市事業への起用と情報提供を行う
- ・ホームページや広報を利用しボランティア会員の新規募集を図る
- ・各グループ主催のイベント開催の案内や活動報告など、随時情報を発信する
- ・各種講習会や研修会への参加を斡旋する



## ②ファミリー・サポート・センター事業の充実

### ◇◆ 取組みの現状 ◆◇

一時的に子どもを預けたい保護者と預かりたい子育てサポーターが会員となり、仲介する子育て相互支援事業で民間のサポート団体「スマイルキッズ」が市の委託を受け子育て支援の活動を行っています。

### ◇◆ 施策の方向 ◆◇

提供会員登録者数を増やし、活動件数の増加を推進します。

- ・報酬額を見直し提供会員の増員を図る
- ・事業の周知（PR）

## 2) 子どもの活動拠点の充実

### ①子どもたちのボランティア活動の推進

### ◇◆ 取組みの現状 ◆◇

子ども会、ジュニアリーダー活動を通じてボランティア活動の啓発を行っています。

### ◇◆ 施策の方向 ◆◇

○中学生を対象としたリーダー研修の開催などにより、ジュニアリーダーの新規会員の確保に努めます。

○シニアリーダーの指導により、子どもの居場所づくりや子ども会行事への協力など、地域に根付いたボランティア活動を進めます。

### ＜実施目標＞

事業の目標	H27	H28	H29	H30	H31
研修会への参加	1	1	1	1	1
ジュニアリーダー派遣回数	10	10	10	10	10

## ②スポーツ少年団活動の推進

### ◇◆ 取組みの現状 ◆◇

子どもたちのスポーツ活動参加の場としての「スポーツ少年団」を育成・支援しています。

### ◇◆ 施策の方向 ◆◇

○子どもたちへの直接的な活動はそれぞれの単位団で実施することになるため、これらの単位団をまとめることや、単位団の運営をサポートするほか、指導者や育成者を対象とした研修会の実施、単位団や団員相互が交流をする取り組みを進めていきます。

○これらの取り組みは、指導者や育成者の意見を聞きながら必要とされるものを進めていくとともに、種目にとらわれない指導者間の交流（子どもたちを育てる同じ立場として）なども検討していきます。

### ＜実施目標＞

事業の目標	H27	H28	H29	H30	H31
団員数及び小学生の登録割合	540人 (45.0%)	517人 (45.0%)	495人 (45.0%)	480人 (45.0%)	460人 (45.0%)
有資格指導者数 (指導者総数)	70人 (180人)	73人 (180人)	75人 (170人)	78人 (170人)	80人 (170人)
大会等遠征補助 (補助額：千円)	20団 (700千円)	20団 (700千円)	20団 (700千円)	20団 (700千円)	20団 (700千円)

## ③さまざまな活動拠点の支援

### ◇◆ 取組みの現状 ◆◇

地域の専門的な知識や技能を有した方を授業等の学校支援者として招聘し、児童生徒の学習の指導援助を行うことで、より充実した教育活動と共同教育を推進するとともに、ふるさと飛驒市を愛する心を育てています。

### ◇◆ 施策の方向 ◆◇

学校支援者及び部活動外部指導者を計画的・有効的に活用し、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進します。

### ＜実施目標＞

事業の目標	H27	H28	H29	H30	H31
学校支援者活用時間数 (h)	1,129	1,129	1,129	1,129	1,129
部活動外部指導者指導回数 (回)	900	900	900	900	900

### 3) 地域性を活かした体験学習の充実

#### ①体験学習の充実

##### ◇◆ 取組みの現状 ◆◇

地域の専門的な知識や技能を有した方を授業等の学校支援者として招聘し、児童生徒の学習の指導援助を行うことで、より充実した教育活動と共同教育を推進するとともに、児童生徒のふるさと飛騨市を愛する心を育てています。

##### ◇◆ 施策の方向 ◆◇

- 学校支援者の指導支援により、教員も児童生徒とともに郷土の歴史文化を学び、今後のふるさと学習を充実します。
- 専門的な知識や技能を有した地域の人材を確保するとともに、地域に根ざした人材づくりを推進します。

#### ＜実施目標＞

事業の目標	H27	H28	H29	H30	H31
学校支援者活用時間数（h）	1,129	1,129	1,129	1,129	1,129

#### ②祭りや伝統文化の伝承

##### ◇◆ 取組みの現状 ◆◇

飛騨市は、自然や歴史に育まれた祭りなどの行事や伝統文化があり、これらの取組を通して人々や地域は深くつながっています。総合的な学習の時間等で、これらの大切な祭りや伝統文化等への興味・関心を高める学習を行い、ふるさと飛騨市を愛する心を育てています。

- ・古川祭（起し太鼓、屋台行列、闘鶏楽、子供歌舞伎等）
- ・神岡祭（神輿行列、鶏頭楽、獅子舞等）山之村（山っこ獅子、狐つり）
- ・河合…子ども歌舞伎・富士神社祭（小雀獅子）、山中和紙づくり
- ・宮川春例祭（金蔵獅子）、古代尽

市内全小中学校において、総合的な学習の時間等で郷土教育を進めており、その結果、地域では祭の主役・担い手として多くの子どもたちが参加しています。

##### ◇◆ 施策の方向 ◆◇

市内全小中学校において、市学校教育の郷土教育指導の重点「飛騨市の自然、歴史、人、文化に親しむ教育活動に取り組み、ふるさと飛騨市を愛する心を育てます。」を推進し、地域の伝統行事に積極的に参加する子どもを育みます。

◇◆ 取組みの現状 ◆◇

各小中学校に複数の学校評議員を置き、授業や学校行事の参観等により児童生徒の実態を把握するとともに、自己評価及び学校関係者評価の結果等をもとに、学校の特色ある教育活動の確認や学校運営に関する改善点や工夫すべき内容等について提言しています。

◇◆ 施策の方向 ◆◇

- 学校が地域住民の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して子どもの健やかな成長を図っていくため、地域に根ざし地域の特色を生かした教育活動を充実させるとともに、地域に開かれた学校経営を推進します。
- 学校評議員制度の実施とともに、学校ホームページを整備し、これまで以上に学校運営について地域に情報を発信し、学校と家庭・地域が連携協力して子どもたちの健全育成を図ります。



神岡祭り「舞姫」



古川祭り「子ども歌舞伎」

## (2) 子育てと仕事の両立支援の充実

### 1) 両立しやすい職場環境づくり

#### ①女性の働きやすい職場環境整備の啓発

##### ◇◆ 取組みの現状 ◆◇

これまで出産、育児、介護等で思うように働くことができなかった女性などが、働きやすい職場環境となるよう受け入れ企業側をはじめ、市民の意識改革から取り組んでいます。市としては、積極的に受け入れ体制を整える企業に対して支援を行っていきます。

##### ◇◆ 施策の方向 ◆◇

企業訪問時に女性が働きやすい職場環境となるよう理解を求めていきます。

#### <実施目標>

事業の目標	H27	H28	H29	H30	H31
企業訪問数（延べ）	50	50	50	50	50

#### ②企業PRサイトで市内優良企業の取り組み紹介

##### ◇◆ 取組みの現状 ◆◇

市内企業の情報を一元化した「企業ステーションHida」にて、子育て環境に配慮した優良企業を紹介し普及拡大に努めています。

##### ◇◆ 施策の方向 ◆◇

市内の従業員10人以上の企業を対象にした事業所のPRサイトで、モデル事業所として取り組みを紹介し、情報を発信していきます。

#### <実施目標>

事業の目標	H27	H28	H29	H30	H31
PRサイトでの紹介企業数	2	2	2	2	2

### (3) 安全で子育てにやさしい生活環境づくり

#### 1) 安全で快適な公共施設などの整備

##### ①公共施設等のバリアフリー化の推進

###### ◇◆ 取組みの現状 ◆◇

###### 子育て家庭にやさしい公共施設の整備促進

- ・乳幼児親子、高齢者、障がい者が多く利用するような公共施設のバリアフリー化に努めています。  
(トイレの洋式化、玄関自動ドア・マルチトイレ・ベビーチェア・授乳室等の設置)

###### ◇◆ 施策の方向 ◆◇

###### 平成 27 年度整備予定

- |                  |                      |
|------------------|----------------------|
| ・神岡振興事務所・神岡図書館   | ⇒多目的トイレ、授乳室、幼児用トイレ整備 |
| ・宮川振興事務所・公民館複合施設 | ⇒多目的トイレ整備（ベビーチェア等）   |
| ・古川町公民館          | ⇒多目的トイレ改修・ベビーチェア設置   |

平成 28 年度以降についても隨時公民館等の施設整備を行っていきます。

#### 2) 交通安全への取り組み推進

##### ①道路環境対策の推進

###### ◇◆ 取組みの現状 ◆◇

###### 通学路を中心とした歩道整備、道路改良等安全対策を実施しています。

平成 22 年度：あんしん歩行エリア整備内⇒市道本丸線及び上天神町線の歩道設置 1 箇所

平成 23 年度：歩道整備事業・市道是重 15 号線の歩道設置

あんしん歩行エリア整備内⇒市道金森町線・本光寺延長線の一部側溝改良・市道上天神町線及び二ノ丸線の歩道設置 2 箇所・市道御馬出線の一部側溝改良・市道殿町線電線地中化

平成 24 年度：あんしん歩行エリア整備内⇒市道金森線の側溝改良・本光寺延長線/上天神町線の路肩カラー化

平成 25 年度：あんしん歩行エリア整備内⇒市道大横丁線道路修繕工事/古川駅前広場木製縁石補修工事

###### ◇◆ 施策の方向 ◆◇

これまでの整備方針を継続し、通学路、福祉施設等周辺の安全対策を推進します。

## ②交通安全教育の推進

### ◇◆ 取組みの現状 ◆◇

交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけるために、警察署、交通安全協会などと協同して交通安全教室の開催や啓発用品を配布しています。

### ◇◆ 施策の方向 ◆◇

啓発用品を配布し、新入生を対象に交通安全の啓発を図ります。

#### ＜実施目標＞

事業の目標	H27	H28	H29	H30	H31
交通安全啓発用品購入（円）	183,000	183,000	183,000	183,000	183,000

## ③関係機関の連携

### ◇◆ 取組みの現状 ◆◇

子どもを交通事故から守るために、地域や交通安全協会など各種団体と連携・協力体制の強化を図り、地域ぐるみで交通安全防止対策を推進しています。

※各季節に実施される交通安全運動や毎月1日・15日の街頭指導など地域ぐるみの活動を実施

春の全国交通安全運動（H26.4.6～15） 夏の交通安全県民運動（H26.7.11～20）

秋の全国交通安全運動（H26.9.21～30） 年末の交通安全県民運動（H26.12.11～20）

※小中学校における歩行、自転車利用時の交通事故防止指導（飛騨地区交通安全協会）

### ◇◆ 施策の方向 ◆◇

飛騨地区交通安全協会を中心に今後も交通安全防止対策を推進します。

#### ＜実施目標＞

各季節に実施される交通安全運動や毎月1日・15日の街頭指導など地域ぐるみの活動を実施。



### 3) 地域ぐるみで子どもを見守る活動の推進

#### ①地域による見守りや声かけ活動の醸成

##### ◇◆ 取組みの現状 ◆◇

「地域のおじさんおばさん運動」推進のほか、地域から子どもたちへのあいさつ、あったかい言葉かけ運動など、地域の子どもは地域で見守り育てていく取り組みを実施しています。

##### ◇◆ 施策の方向 ◆◇

○各種イベント（行事、集会、会議など）において、「地域のおじさんおばさん運動」や、あいさつ・声かけ運動を広く周知するとともに、新規登録や運動実践の呼びかけを行います。

○子どもたちの育成について考えたり話したりする機会（場所）の提供や、チラシや啓発グッズを活用した呼びかけなどを実施し、1人でも多くの大人が地域の子どもを見たり声をかけたりする行動へつなげていきます。

#### ＜実施目標＞

事業の目標	H27	H28	H29	H30	H31
おじおば運動 新規登録者数（人）	100	100	100	100	100
集会・会議など 健全育成を考える会の 実施（開催）数	2	2	3	3	4

#### ②子どもを取り巻く有害環境対策の推進

##### ◇◆ 取組みの現状 ◆◇

青色回転灯を装着した自動車で防犯パトロールを実施しています。

- ・平成21年11月より週1回、小中学生下校時間に合わせて青色回転灯装着車両にてパトロールを実施
- ・秋の薄暮の下校時など直接声をかけて注意を喚起

##### ◇◆ 施策の方向 ◆◇

○今後も青少年の非行防止について、市、警察、学校などの関係機関、青少年健全育成諸団体と地域ぐるみで取り組みます。

○パトロールを実施する上で、子ども達に声かけを行うことで注意を促していきます。

#### ＜実施目標＞

事業の目標	H27	H28	H29	H30	H31
車両によるパトロール	毎週1回	毎週1回	毎週1回	毎週1回	毎週1回

### ③飛驒市青少年育成推進連絡協議会の取り組み

#### ◇◆ 取組みの現状 ◆◇

- 少年育成推進員を中心とした地域ぐるみでの健全育成活動の普及・実践に努めています。
- 青少年育成関係組織相互の連携協力や情報を共有するなど全体で取り組む青少年健全育成を推進しています。

#### ◇◆ 施策の方向 ◆◇

- 推進員を対象とした研修会や、推進員相互の意見交換や懇談ができる機会を設けるなど、推進員の意識向上を図るとともに、2期以上続けて務める人材の育成を進めます。
- 地域の実態に即した実践活動の展開を進めます。
- 「家庭」「学校」「地域」の連携強化を図り、地域一体となって子どもたちの健全育成に取り組めるようサポートしていきます。

#### ＜実施目標＞

事業の目標	H27	H28	H29	H30	H31
推進員を対象とした研修会等の実施（回数）	1	2	1	2	1
学校または組織等と連携した取り組み（か所）	4	4	4	4	4

## 4) 子育て世帯を支える環境整備

### ①住宅新築・購入支援助成事業

#### ◇◆ 取組みの現状 ◆◇ 平成 27 年度新規事業

飛驒市への転入者や市内の若年夫婦等のマイホーム取得を支援し、市内への移住・定住を推進するため、転入世帯、若年世帯、三世代等同居世帯の住宅取得（新築・購入）に要する費用の一部を補助する助成制度を創設します。

- ・転入世帯、若年世帯、三世代等同居世帯等の条件区分に応じ助成額を積み上げ、最大 100 万円を助成します。

#### ◇◆ 施策の方向 ◆◇

飛驒市を生活拠点として、近隣市へ通勤する生活スタイルを見込み、新たな誘導的施策として、創設していきます。転入希望者や若年世帯の市内マイホーム購入のきっかけづくりとなるように、十分な広報周知を実施し、人口減少対策につなげていきます。

## 4 「飛驒市社会福祉協議会の次世代育成に関わる事業」の展開

### (1) 飛驒市社会福祉協議会の次世代育成に関わる事業

#### ①子育て創生事業「カフェワゴン」

##### ◇◆ 取組みの現状 ◆◇

平成23年10月から、飛驒市より子育て創生事業の補助を受け、地域ぐるみの子育て支援、子育て意識を高め家庭教育力の向上を図ることを目的に、各地域での子育て講演会、子育てサロンを実施しています。

##### ◇◆ 施策の方向 ◆◇

○自然遊びや昔遊びといった内容で、親子遊びを通して、親育てができる内容のカフェワゴンを実施していきます。また、お母さんたちのリフレッシュもできるよう、最後はティータイムでまったりと過ごしていただきながら、子育て相談の時間もつくります。

○少子化、核家族化になり、子育て意識も変化しつつありますが、昔ならではの子育て、地域ぐるみの子育てができるよう、多世代参加のカフェワゴンを検討します。

#### ＜実施目標＞

事業の目標	H27	H28	H29	H30	H31
子育てサロンの開催（回）	9	10	10	10	10

#### ②親子いきいきふれあい事業

##### ◇◆ 取組みの現状 ◆◇

ひとり親家庭の児童・生徒を対象に、親子のふれあいと、ひとり親家庭の交流を目的に、夏休み期間に日帰りバス旅行を実施しています。

##### ◇◆ 施策の方向 ◆◇

○例年、夏休み期間中に実施していましたが、様々な行事等と重なり、参加者が減っているため、文化祭などの行事や天候などを考慮し、10月の日曜日に実施いたします。

○また、ひとり親家庭、全世帯を対象としたアンケート調査を実施し、開催日時、行き先を検討し、少しでも多くの方が参加できるような内容の充実に努めます。

○アンケート調査をもとに、事業目的の変更も検討し、ニーズにあった内容に改善いたします。

#### ＜実施目標＞

事業の目標	H27	H28	H29	H30	H31
親子いきいきふれあい事業（回）	1	1	1	1	1

	③障がい者日中一時支援事業「なかよしキッズ」	
--	------------------------	--

◇◆ 取組みの現状 ◆◇

障がいのある児童・生徒を、放課後や夏休み等の長期休暇等にお預かりしています。

◇◆ 施策の方向 ◆◇

○利用者の送迎車両の確保のため助成金申請を継続していきます。

○月1回の「いきぬきのカフェ」を開催し、保護者の交流の場、語らいの場の提供をすることにより、保護者のリフレッシュ、子育て不安の解消につなげていきます。

＜実施目標＞

- ・土曜日営業を月3回から月4回に増やす。
- ・定期的な、「いきぬきカフェ」の実施。
- ・よりよいサービス提供、虐待等の早期発見につなげるよう、子ども相談センター、福祉課などと連携を図り、必要に応じケース検討会議を行います。

事業の目標	H27	H28	H29	H30	H31
利用契約者	25	28	27	27	27

	④イクメン支援事業	
--	-----------	--

◇◆ 取組みの現状 ◆◇

仕事で忙しい父親が子どもとコミュニケーションを深め、育児・家事参画、子育てを楽しんでいただくことを目的に、平成24年度より実施しています。また、お父さんと子どもで調理をし、食事の時には希望されたお母さんも一緒に会食を行っています。

◇◆ 施策の方向 ◆◇

○歳末たすけあい募金事業で実施をしているため、実施期間は11月～12月となり、この時期ならではの内容になるよう検討します。

- ・27年度は、古川会場のみの開催となり、アウトドアクッキングなどお父さんが参加しやすい内容を検討します。
- ・出来るだけたくさんの親子に参加していただけるよう、また、父親と子どもが楽しい時間を過ごすことが出来るような内容を検討します。

＜実施目標＞

○父親が参加しやすい日曜日に開催。

事業の目標	H27	H28	H29	H30	H31
参加人数	30	30	30	30	30
参加会場数	1	1	1	1	1



## 第6章

# 子ども・子育て支援事業計画の 推進と点検・評価



## 第6章 子ども・子育て支援事業計画の推進と点検・評価

### 1. 子ども・子育て事業計画推進の基本姿勢

本計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援のための施策実施に係る児童福祉や幼児教育などの市の関係各課が密に連携し、市民にとってわかりやすい実施体制をとることが重要です。同時に、子育て家庭はもとより、教育・保育で日々子どもたちと接する事業者や子育て環境を支える地域の人々などが、それぞれの主体的役割を理解し、連携・協働して取り組むことを基本姿勢とします。

### 2. 事業の点検・評価と達成状況の報告

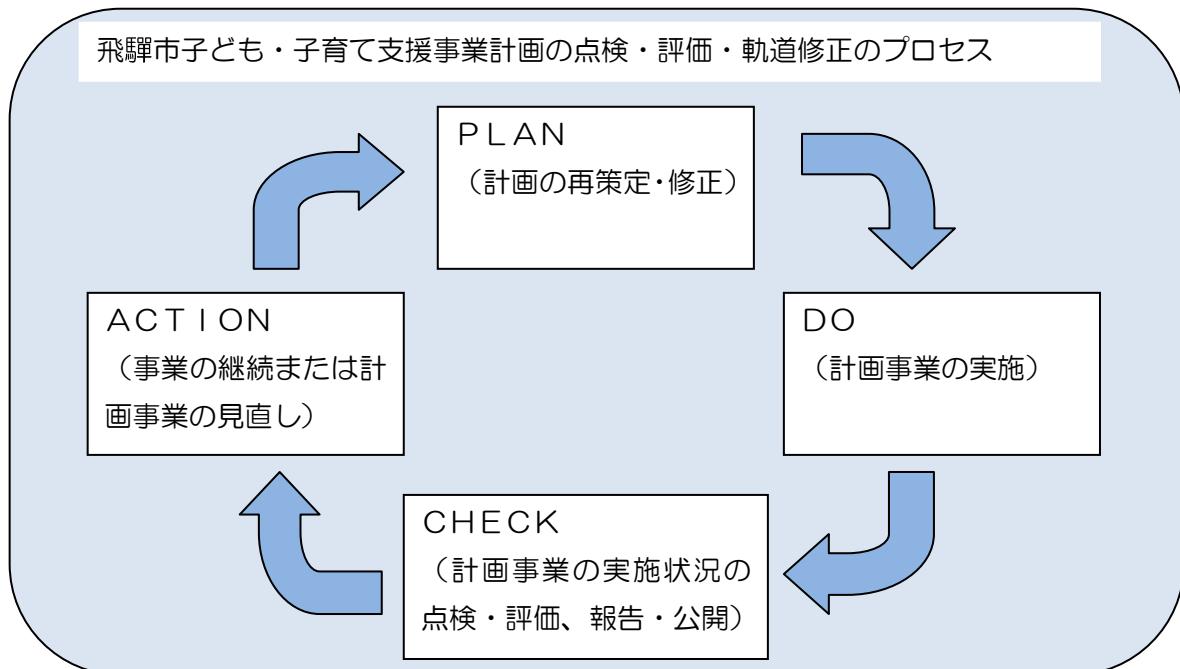
計画期間の5か年の間、毎年本計画第4章、第5章に記載した施設の確保や施策の実施状況など、子ども・子育て支援事業の達成状況を点検・評価し、これを飛驒市子ども・子育て会議に報告します。

飛驒市子ども・子育て会議では、計画された施策がより確実に実施され、必要な場合には変更が行われるよう提言を行います。

### 3. 事業の実施状況等の公開とP D C Aサイクルによる軌道修正

計画実施状況の点検・評価及び、それらに関する飛驒市子ども・子育て会議での検討結果について、市民に情報を公開するとともに、岐阜県を通じて国に必要な報告を行います。

点検・評価結果に基づき、事業計画の見直しを適宜図り、「PLAN（計画の再策定・修正）→DO（計画事業の実施）→CHECK（計画事業の実施状況の点検・評価、報告・公開）→ACTION（事業の継続または計画事業の見直し）」というP D C Aサイクルを回しながら、計画事業を計画の主旨に照らし、より意義や価値の高いものにしていきます。





資料

用語說明



## 資料 用語説明

### あ

#### 【一時預かり】

保育所等を利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合や育児疲れによる保護者の心理的、身体的負担を軽減するため、主として昼間において、児童を一時的に預かる事業。

#### 【延長保育】

就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、通常の保育時間（保育標準時間の 11 時間及び保育短時間の 8 時間）を超えて保育を行う事業。

### か

#### 【確認制度】

給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。（法第 31 条）

※ 認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事は市町村が行う。

#### 【家庭的保育】

主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 5 人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。（法第 7 条）

#### 【教育・保育施設】

認定こども園法第二条第六項に規定する「認定こども園」、学校教育法第一条に規定する「幼稚園」及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する「保育所」をいう。（法第 7 条）

#### 【居宅訪問型保育】

主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。（法第 7 条）

#### 【合計特殊出生率】

1 人の女性が生涯に何人の子供を産むかを表す数値。15~49 歳の女性の年齢別出生率を合計したもの。人口が維持される「人口置換水準」がおよそ 2.08 とされているが、平成 24 年時点で全国が 1.41、岐阜県が 1.45、飛騨市が 1.72 となっている。

#### 【子ども・子育て関連3法】

以下の3法を指す。

- ①「子ども・子育て支援法」（以下、法という。）
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

## 【子ども・子育て支援】

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。(法第7条)

## さ

### 【事業所内保育】

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。(法第7条)

### 【施設型給付】

認定こども園・幼稚園・保育所(教育・保育施設)を通じた共通の給付。(法第11条)

### 【市町村子ども・子育て支援事業計画】

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。(法第61条)

### 【市町村等が設置する「子ども・子育て会議】

子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づく市町村における「審議会その他合議制の機関」を言う。

### 【児童手当】

家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、中学校修了前までの子どもを養育している方に手当を支給する事業。

### 【児童扶養手当】

離婚などにより、父又は母と同一生計にない児童を養育しているひとり親家庭等の養育者に児童扶養手当を支給する事業。

### 【小規模保育】

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。(法第7条)

### 【ショートステイ(子育て短期支援事業)】

保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童の養育が一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に保護を必要とする場合等に一定期間、養育・保護を行う事業。

## た

### 【地域型保育給付】

小規模保育や家庭的保育等(地域型保育事業)への給付。(法第11条)

### 【地域型保育事業】

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。(法第7条)

### 【地域子ども子育て支援事業】

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。(法第59条)

### 【地域子育て支援拠点事業】

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

### 【特定教育・保育施設】

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。(法第 27 条)

### 【特定地域型保育事業】

市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言う。(法第 29、43 条)

### 【トワイライトステイ（夜間養護等事業）】

保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合において、その児童を保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

な

### 【乳児家庭全戸訪問】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師・健康相談員などが訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

### 【認定こども園】

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ、幼児期の学校教育・保育、地域での子育て支援を総合的に提供する施設。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの類型があり、「保護者が働いている・いない」に関わらず利用できる施設。

### 【妊婦健康診査】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査（健康状態の把握、検査計測、保健指導）を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

は

### 【病児保育】

保護者が就労しているなど、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・乳児院等において一時的に保育する預かり保育事業。

### 【ファミリー・サポート・センター】

安心とゆとりを持って子育てができるように、育児の援助を行いたい者（提供会員）と援助を受けたい者（依頼会員）からなる会員を組織化し、相互援助活動を行う事業。

### 【保育園】

保護者が労働や病気などのため、保育できない乳幼児を保護者に代わって保育する施設。

### 【保育の必要性の認定】

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。(法第 19 条)

#### 【参考】認定区分

- ・ 1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
- ・ 2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

も)

- ・ 3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

#### 【放課後児童クラブ】

放課後や長期休みの期間に、就労等により、専門保護者のいない家庭の小学生児童（低学年児童）に対して、適正な遊び場及び生活の場を提供し、健全に育成する事業。

や

#### 【養育支援訪問】

養育支援が特に必要な家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

#### 【幼稚園】

満3歳から小学校就学までの幼児期の教育を行う教育施設。

#### 【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）】

在園児を対象とした通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、希望者を教育（保育）する事業。

#### 【要保護児童対策地域協議会】

虐待をうけている児童の早期発見や要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関からなる協議会において、情報の共有と適切な連携を行うことで虐待への対応を迅速かつ組織的に行う機関。

#### 【幼保連携型認定こども園】

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。（認定こども園法第2条）

---

---

飛驒市子ども・子育て支援事業計画  
平成27年3月

飛驒市 市民福祉部 市民児童課  
〒509-4292 飛驒市古川町本町2番22号  
TEL(0577)73-7464 FAX(0577)73-6373

---